

令和7年度

宮城県薬物乱用対策報告書

令和6年度における薬物乱用対策の
実施状況・目標達成状況

宮城県薬物乱用対策推進本部

目 次

第1部 総説	P1
概況	P1
基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止	P1
基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止	P2
基本目標3 指導・取締り・水際対策の徹底による薬物の不正流通防止	P3
第2部 各種施策の展開と個別目標の達成状況(主に令和6年度取組)	P5
第1章 基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止	P5
対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化	P5
【取組1-1】薬物乱用防止教室の推進	
【取組1-2】薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成	
【取組1-3】薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用	
【取組1-4】各市町村教育委員会、県立学校への通知	
【取組1-5】講演会等による啓発、麻薬探知犬デモンストレーション	
【取組1-6】私立学校に対する薬物乱用防止の啓発	
【取組1-7】学校警察連絡協議会連絡会議の活用	
【取組1-8】教職員への共通理解の徹底、生徒保護者への啓発	
【取組1-9】大学・専門学校生を対象とした啓発	
関係資料	P13
対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止啓発の推進	P16
【取組2-1】「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開	
【取組2-2】「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開	
【取組2-3】ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請	
【取組2-4】社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発	
【取組2-5】少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進	
【取組2-6】青少年健全育成条例に基づく有害図書指定等による環境整備等	
【取組2-7】不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発	
【取組2-8】薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信	
【取組2-9】宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止の啓発	
【取組2-10】在所者に対する薬物乱用防止の啓発	
【取組2-11】労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実	
【取組2-12】PTAに対する研修会等を利用した保護者への啓発	
【取組2-13】宮城県薬物乱用防止指導員による啓発活動	
【取組2-14】消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布	
【取組2-15】多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化	
関係資料	P24
対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知	P27
【取組3-1】スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	
【取組3-2】教育相談充実事業	
【取組3-3】県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需	
【取組3-4】地域の薬剤師、登録販売者等と共同したゲートキーパーの担い手育成及び整備	
関係資料	P30
第2章 基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止	P32
対策4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知	P32
【取組4-1】県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底	
【取組4-2】少年相談窓口の周知と対応の充実	
【取組4-3】薬物関係相談電話の利用促進	
【取組4-4】薬物関連相談窓口の周知と充実	
関係資料	P35

対策5 薬物乱用者及びその家族への支援等…………… P37

- 【取組 5-1】 薬物初犯者等の再乱用防止支援 薬物依存に関する研修会等の開催
- 【取組 5-2】 薬物依存集団回復プログラム及び依存症家族教室の実施
- 【取組 5-3】 薬物事犯対象者の引受人会の充実
- 【取組 5-4】 刑務所出所者等就労支援事業
- 【取組 5-5】 薬物事犯者に対する薬物乱用防止の啓蒙
- 【取組 5-6】 薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化
- 【取組 5-7】 薬物事犯保護観察対象者に他する就労支援
- 【取組 5-8】 地域生活定着支援センター設置による社会復帰支援
- 【取組 5-9】 立ち直り支援活動の推進

対策6 薬物依存症者に対する地域支援体制の強化…………… P42

- 【取組 6-1】 薬物依存症者の支援者を対象とした研修会等の開催
 - 【取組 6-2】 保護司の確保育成事業
 - 【取組 6-3】 専門医療機関等における医療提供体制等の整備推進
 - 【取組 6-4】 薬剤依存症問題に取り組む民間団体支援事業
 - 【取組 6-5】 更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実
 - 【取組 6-6】 薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供
 - 【取組 6-7】 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携
 - 【取組 6-8】 薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間団体・関係機関等との連携強化
- 関係資料**…………… P46

第3章 基本目標3 指導・取締り・水際対策の徹底による薬物の不正流通防止…………… P47

対策7 違法薬物の取締り徹底及び監視指導の強化…………… P47

- 【取組 7-1】 末端乱用者の徹底検挙と環境浄化
- 【取組 7-2】 規制薬物等薬物密売組織の実態解明、情報収集及び取締りの徹底
- 【取組 7-3】 暴力団犯罪における薬物犯罪との関連性を念頭に置いた捜査の推進
- 【取組 7-4】 麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪
- 【取組 7-5】 不正大麻・けし撲滅運動
- 【取組 7-6】 特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視指導等の強化
- 【取組 7-7】 宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化
- 【取組 7-8】 違法薬物の指導取締り強化
- 【取組 7-9】 麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有

関係資料…………… P53

対策8 水際対策の徹底…………… P56

- 【取組 8-1】 海事関係者に対する指導・啓発活動
- 【取組 8-2】 関係機関の連携強化
- 【取組 8-3】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集、監視艇等を活用した取締りの徹底
- 【取組 8-4】 港湾関係者からの情報及び事前情報等に基づく取締り、貨物検査の強化
- 【取組 8-5】 航空関係者からの情報収集、不正薬物密輸事件等の分析
- 【取組 8-6】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施
- 【取組 8-7】 出入国管理及び難民認定法第24条第4号チに規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実

対策9 正規流通麻薬等の適正な管理…………… P60

- 【取組 9-1】 麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有益性活用のための監視・指導
- 【取組 9-2】 市販薬販売に係る法令遵守の徹底
- 【取組 9-3】 医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供
- 【取組 9-4】 労働安全衛生法に基づく有機溶剤の適切な使用・管理指導

関係資料…………… P63

宮城県薬物乱用対策庁内会議設置要綱…………… P64

宮城県薬物乱用対策有識者会議設置要綱…………… P67

宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱	P69
宮城県薬物の濫用の防止に関する条例	P71

※ 組織改編により、令和6年4月1日から県警察本部暴力団対策課は組織犯罪対策第一課、銃器薬物対策課は組織犯罪対策第二課となっております。令和6年3月に策定した「宮城県薬物乱用対策推進計画(第6期)」では、変更前の名称で記載されておりますが、本報告書では変更後の名称で記載しております。

第1部 総 説

概 況

令和6年における我が国の薬物事犯の検挙人員は14,040人と、前年より225人増加した。うち覚醒剤事犯の検挙人員は6,306人であり、前年より233人増加したが、6年連続で1万人を下回っている。しかしながら、覚醒剤事犯の再犯者率は66.4%であり、依然として高い水準にあることから、関係機関との連携を強化し、薬物乱用者に対する適切な治療や処遇、社会復帰支援を推進していく必要がある。

また、大麻事犯の検挙人員は6,342人であり、前年より361人減少した。大麻事犯の全薬物事犯中に占める割合は45.2%と、前年より3.3%減少したが、令和5年に続き大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯の検挙人員を上回る結果となった。さらに、大麻事犯の検挙人員のうち、30歳未満は72.5%、20歳未満は18.0%と共に高水準で推移しており、他の規制薬物に比べて若年層の割合が高いのが特徴であり、若年層に対する正しい知識の啓蒙等の対策が必要である。

その他、麻薬・向精神薬事犯の検挙人員は1,382人であり、前年より349人増加した。その内訳を前年と比較すると、コカインが238人増の629人と際立っている。また、危険ドラッグ事犯の検挙人員は平成27年から令和2年にかけて減少傾向にあったが、令和3年から増えはじめ、令和6年は745人と、前年より301人増加したため、今後の動向を注視していく必要がある。

一方、令和6年における本県の薬物事犯の検挙人員は153人と、前年の145人に比べて8人増加した。また、覚醒剤事犯による検挙人員は78人と、前年の88人に比べ10人減、大麻事犯による検挙人員は54人と、前年の49人に比べ5人増となっている。

本県で策定している「宮城県薬物乱用対策推進計画」については、令和元年度から令和5年度までの期間を第5期とし、3つの基本目標、9の対策に基づく60の取組を行ってきた。令和5年8月に国の薬物乱用対策推進会議が策定した「第六次乱用防止五か年戦略」を受けて、県では、大麻乱用防止への取組や薬物依存症者に対する地域支援体制強化の取組のほか、市販薬等の過剰摂取（オーバードーズ）の課題を反映させた「宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期）」（計画期間：令和6年度から令和10年度まで）を令和6年3月に策定し、新たに3つの基本目標、9の対策に基づく69の取組を定めた。

本報告書は、第6期の初年度である令和6年度における、各種対策の実施状況等について公表するものである。

基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止

対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

横浜税関仙台塩釜税関支署、同仙台空港税関支署、東北厚生局麻薬取締部、県警察本部少年課、同組織犯罪対策第二課及び県保健福祉部薬務課では、教育機関等からの要請に基づき講師を派遣することにより、若年層等に対して乱用薬物に関する正しい知識の普及啓発を図った。派遣先は、小学校から大学・専門学校まで、さらに民間のグループ等多岐にわたっている。

令和6年度の薬物乱用防止教室の開催率は、小学校92.4%、中学校85.9%、高等学校92.3%、全体90.4%となり、令和5年度と比較し、全体として1.6%増加した。

東北厚生局麻薬取締部、県教育庁保健体育安全課及び県保健福祉部薬務課では、教員、職務上指導的立場にいる者、民間団体に講師を務める者等に対し、資質向上を目的とした講演等を行った。

さらに、若年層を中心に増加を見せる大麻乱用や社会問題化している市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）を未然に防止するため、東北厚生局麻薬取締部及び県保健福祉部薬務課では、大学生、専門学校生を対象に、薬物乱用防止教室やその他講義等による啓発活動に取り組んだ。

今後も若者自身、また指導者に対する正しい知識の啓発を行い、その啓発方法についても工夫しながら、効果的な周知を図っていくことが重要である。

対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止啓発の推進

県保健福祉部薬務課では、薬物乱用防止指導員や高校生ボランティア等の協力のもと、陸上自衛隊仙台駐屯地や各地区の催事等の会場、大型ショッピングセンター等において、宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーンを実施しており、声かけ運動や啓発資材の配布等による啓発活動を行った。

横浜税関仙台塩釜税関支署では、年末特別警戒の実施について、報道機関等を通じ広く国民に啓発を促した。

県警察本部少年課では、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動を継続的に実施した。令和6年に補導した不良行為少年は3,857人であり、令和5年の5,078人から1,221人減少したが、うち薬物を乱用している者は、令和6年は17人であり、令和5年の9人を上回った。街頭活動を通じて薬物乱用の危険性について広報することで、少年が薬物事犯を含む犯罪に手を染めにくい環境の整備が図られている。

仙台保護観察所では、社会を明るくする運動の一環として、令和6年度に青少年をはじめとした地域住民約2,200人に対し、非行・薬物乱用防止教室等の啓発活動を行った。

県環境生活部共同参画社会推進課では、青少年健全育成条例に基づき有害図書類を指定しており、違法薬物の使用を助長する描写が含まれている書籍を1冊、犯罪を誘発するものとして指定した。

継続して、大麻などの違法薬物はもちろんのこと、向精神薬や市販薬なども含めた乱用の危険性、有害性について、科学的知見に基づく分かりやすい啓発内容の充実と、対象者の属性に応じた効果的な啓発活動の強化を図っていく必要がある。

対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知

県教育庁では、全公立小・中・義務教育学校（仙台市を除く）及び県立高等学校にスクールカウンセラーを配置・派遣するなど、相談体制の充実を図った。また、県総合教育センターに「不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）」を設置し、臨床心理士及び電話相談員が面接又は電話による専門的教育相談活動を行った。これにより、児童生徒・保護者・教員からの広範囲にわたる相談を専門家が確実に対応できる体制が整備され、この中で薬物乱用防止対策の役割も果たされている。また、関係機関と連携しながら、その環境改善を支援するスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会や一部の県立高等学校に配置した。

県保健福祉部薬務課では、関係団体との共催で、県内の薬局・ドラッグストアに勤務する薬剤師・登録販売者等に対して、ゲートキーパー養成研修会を開催し、県内の薬局・ドラッグストアに勤務する薬剤師・登録販売者等計135人に対し、ゲートキーパーの役割と重要性について説明した。

今後も、学校や薬局・ドラッグストア等の現場において、薬物乱用未然防止のための相談体制の強化を図っていく。

基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止

対策4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知

東北厚生局麻薬取締部、県警察本部少年課、同組織犯罪対策第二課、県保健福祉部精神保健福祉センター及び同薬務課では、各取締機関や行政機関、民間団体等が薬物乱用に係る各種の相談窓口を設置し、広く周知を行うと共に相談対応を行った。特に、仙台ダルクやアロー萌木等の薬物依存回復訓練施設は、薬物乱用者及びその家族にとって大きく信頼できる窓口となっている。

令和6年度の保健所・精神保健福祉センターにおける相談件数（仙台市含む）は283件であり、令和5年度の334件から51件減少した。

引き続き、当事者が必要な時に確実に相談窓口につながるよう、相談窓口の周知を強化していく必要がある。

対策5 薬物乱用者及びその家族への支援等

東北厚生局麻薬取締部では、薬物初犯者、薬物離脱希望者に対し、再乱用防止支援プログラムを実施し、新規6人、継続7人、計13人に対し支援を行った。

県保健福祉部精神保健福祉センターでは、令和6年度は当事者支援プログラムを年10回、依存症家族教室を年10回開催し、薬物依存者やその家族に対する支援制度など、再乱用防止に向けた推進体制の充実化が図られた。

仙台少年鑑別所では、在所者に対し、計画的に薬物に関する視聴覚教材を放送し、感想文を記載させることで薬物に関する問題意識の醸成を図った。

仙台保護観察所では、引受人会を仙台保護観察所、仙台ダルク、県精神保健福祉センター、仙台市精神保健福祉総合センターを会場として4回実施し、延べ23人が参加した。また、令和6年度に薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇を35回実施し、薬物事犯保護観察対象者60人が受講した。担当保護観察官と薬物処遇ユニットが連携し、保護観察対象者等に対する処遇の充実を図った。

宮城労働局では、矯正施設及び更生保護機関から支援依頼のあった78人に対して就労支援を実施し、就職者数は49人であった。

県保健福祉部社会福祉課では、「地域生活定着支援センター」を設置し、刑務所等の矯正施設出所予定者に対して、社会復帰と地域生活への定着に向けて支援を行った。

薬物乱用者が、治療を必要とする薬物依存症からの回復支援、そして地域社会の中で引き続き適切な支援を受けることができるように、地域の医療、保健、福祉機関の連携及びその周知を一層強化する必要がある。

対策6 薬物依存症者に対する地域支援体制の強化

県保健福祉部精神保健推進室では、依存症治療拠点機関として選定した医療機関にコーディネーターを配置し、依存症患者や家族に対して、アセスメントや治療への動機付け、心理教育等を実施した。また、民間団体の普及啓発活動に補助金を交付し、活動を支援した。

県精神保健福祉センターでは、薬物依存症者の支援者を対象とした研修会を2回開催した。

仙台保護観察所では、「薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会」を10回開催し、薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援・連携の在り方についての協議、各機関と連携したケースの情報共有や事例検討等実施した。さらに、支援機関の連絡先を掲載したリカバリーカードの活用方法について、協議するなどして、支援を必要とする当事者へつながるよう図った。また、保護司活動インターンシップや保護司候補者検討協議会を県内各地で開催し、45人が新たに保護司として委嘱された。

当事者、家族及びその支援者が、薬物依存症が適切な治療・支援により回復可能な病気であること等を正しく理解し、対応できるように、今後も薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会の開催等による関係機関の連携強化と依存症理解の取組みを推進していく。

基本目標3 指導・取締り・水際対策の徹底による薬物の不正流通防止

対策7 違法薬物の取締り徹底及び監視指導の強化

各取締り機関による地道な捜査や関係機関の連携により、県内の覚醒剤事犯検挙人員の約51%、県内の大麻事犯検挙人員の約13%（令和6年実績）を占める暴力団関係者の検挙や、密売組織の壊滅に向けた取締りの強化により成果を上げた。

県警察本部組織犯罪対策第二課及び同組織犯罪対策第一課では、各種警察活動を通じた情報収集のほか、末端乱用者の検挙を端緒として上部被疑者に対する突き上げ捜査を徹底し、密売組織の実態解明と組織壊滅のための捜査を推進した。

東北厚生局麻薬取締部では、末端乱用者及びその周辺者に対する捜査を徹底し、環境浄化に努めた。また、令和6年度北海道・東北地区麻薬取締協議会を青森市にて開催し、検察庁・管区警察局・管内各県警察・出入国在留管理局・税関・海上保安本部・米空軍犯罪捜査局・米海軍犯罪捜査局等合計42機関と情報を共有した。

県保健福祉部薬務課では、大麻取締法、あへん法等により栽培が禁止されている不正植物の発見・除去を行い、令和6年度は不正けし26,126本を処分した。大麻の発見・除去実績はなかった。「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」の規定に基づき、知事指定薬物として6物質を指定した。危険ドラッグについては、全国的に「大麻グミ」と呼ばれる製品による健康被害が多数報告される事案が発生し、令和5年度に仙台市内でも同じ製品の販売が確認されたことから、県警察本部及び東北厚生局と連携して立入検査を行い、同店舗は、令

和7年2月に閉店が確認された。

今後も関係機関で連携を密にしながら、県内への危険ドラッグ等の流入阻止を図っていくことが重要である。

対策8 水際対策の徹底

我が国で乱用される薬物については、そのほとんどが海外から密輸されたものであり、違法薬物の類似物質が我が国に流入する事件も発生するなど、海外で流通している未規制物質の流入事例も発生していることから、関係機関が水際対策連絡会議を構成して情報の共有化、効果的な取締り体制を構築し、密接な連携のもと、水際対策の強化に取り組んでいる。

仙台出入国在留管理局では、個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により県内空海港における国際線旅客便及び旅客船の運航は中止となっていたが、令和4年12月に仙台空港における同旅客便の運航が再開して以降、個人識別情報を活用した厳格な入国審査及び偽変造文書鑑識等を確実に実施してきたところ、薬物法令違反に係る外国人の上陸拒否事案は発生していない。

横浜税関仙台塩釜税関支署では、関係機関との人事交流及び情報共有を図った。また、県内の各漁業関係者に情報提供依頼パンフレットを配布し、税関の取締りに対する理解を深めてもらうとともに、密輸情報の提供依頼を行った。さらに、監視艇による漁港周辺海域に対する海上巡回及び車両による漁港巡回並びに情報収集を実施した。

横浜税関仙台空港税関支署では、航空関係者から情報収集を行うとともに不正薬物密輸入事件の分析を行い、分析結果に基づいた効果的な水際取締りを実施した。

日々巧妙化、潜在化する密売事犯に対応し、違法薬物の指導取締りを強化するため、関係機関で連携して効率的な情報収集を図る必要がある。引き続き、末端乱用者に対する取締りの徹底に加え、薬物の供給源となる薬物密売組織の壊滅を図り、需要と供給両面からの不正流通防止対策を実施する。

対策9 正規流通麻薬等の適正な管理

東北厚生局麻薬取締部と県保健福祉部薬務課が連携して立入検査等を実施した。

県保健福祉部薬務課では、薬物四法（麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚醒剤取締法、あへん法）に基づく免許・許可・指定等業者に対しては、立入検査等により指導・監視を行った。さらに、市販薬販売のうち、濫用等のおそれのある医薬品については、薬局やドラッグストアの立入検査時に、購入者が若年層の場合は氏名や年齢等を確認しているか等、法令遵守の適合状況の確認を行った。

宮城労働局では、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤を使用している事業者に対して、適正な使用を指導した。

医薬品等の不正流通を防止するため、引き続き、麻薬業務所に対する監視指導を実施していくとともに、濫用等のおそれのある医薬品の販売店に対し、適正な販売の徹底を指導していく。

第2部 各種施策の展開と個別目標の達成状況(主に令和6年度取組)

第1章

基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止

薬物乱用防止の啓発の充実を図ることにより、青少年等が薬物乱用に手を出さない環境を作り出すことを目的とする。

対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

1 個別目標と各種事業

個別目標

- ① 地域の実情や児童生徒等の発達段階を踏まえ、全ての小・中・高等学校及び義務教育学校で年1回は必ず薬物乱用防止教室を実施する。
- ② すべての児童・生徒等に対して、薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る。
- ③ 覚醒剤・大麻・向精神薬等の危険性・有害性とあわせて、医薬品の正しい使い方を周知する。
- ④ 若年層に広まる大麻乱用・オーバードーズの危険性等、薬物の最新知識を指導者と共有し、普及啓発を担う人材育成や指導力向上を図る。
- ⑤ 大学、専門学校生を対象とした啓発を実施し、若者の薬物乱用者増加を阻止する。

各種事業

- 【取組 1-1】 薬物乱用防止教室の推進
- 【取組 1-2】 薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成
- 【取組 1-3】 薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用
- 【取組 1-4】 各市町村教育委員会、県立学校への通知
- 【取組 1-5】 講演会等による啓発、麻薬探知犬デモンストレーション
- 【取組 1-6】 私立学校に対する薬物乱用防止の啓発
- 【取組 1-7】 学校警察連絡協議会連絡会議の活用
- 【取組 1-8】 教職員への共通理解の徹底、生徒保護者への啓発
- 【取組 1-9】 大学・専門学校生を対象とした啓発

2 施策の実施状況

【取組 1-1】 薬物乱用防止教室の推進

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県教育庁保健体育安全課、県警察本部少年課、
県警察本部組織犯罪対策第二課、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物乱用防止教室等に対する麻薬取締官の派遣

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室の実施は、「学校において学校が進める薬物乱用教育の一環として学校保健計画に位置付け、すべての学校で年1回は必ず実施すること」としているため、県立学校及び市町村立学校に実施を働きかける。

また、校長会等を利用し、各学校において、年1回は薬物乱用防止教室を完全実施するように依頼するとともに、教科教育との連携や外部指導者を活用し、より効果を高めるように周知する。

『県警察本部少年課』

薬物の有害性などを理解させるため、広報資料を活用するなどして広報を実施する。

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

生徒等に対し、薬物の弊害・害悪について正しい認識を広めるため、薬物乱用防止教室に講師を派遣する。

『県保健福祉部薬務課』

学校や団体の希望に沿う講師を派遣し、薬物乱用防止教室の開催を推進する。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

各種団体、学校からの依頼については全件受理し、啓発活動にあたった。

大学	1件
専門学校	3件
高等学校	3件
中学校	3件
陸上自衛隊仙台駐屯地	1件
計	11件 (1,372人)

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室講師の派遣を行っていることを学校に周知し、開催率の向上について働きかけを行った。

県内における薬物乱用防止を進めるためには、国の対策のみに頼ることなく、県として学校に対する積極的な働きかけが必要となってくる。

教科指導においても教科の横断的な取組みにより、薬物乱用防止に対する意識を高め、健康で文化的な生活を営むために必要な指導を展開できることから、指導者に薬物乱用防止教育と関連付けた教育観を持たせるように働きかける必要がある。

『県警察本部少年課』

小学校・中学校・高校において、薬物乱用防止教室を開催した。

令和6年度 計 103 校

県内における薬物検挙人員は、令和2年は12人、令和3年は9人、令和4年は5人、令和5年は7人、令和6年は3人となっており、さらなる薬物乱用防止対策を推進する必要がある。

<参考>

県警本部少年課で実施した薬物乱用防止教室の開催校数

(小学校、中学校、高等学校の合計)

平成31・令和元年度	90校
令和2年度	62校
令和3年度	109校
令和4年度	95校
令和5年度	103校
令和6年度	103校

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

薬物乱用防止広報リーフレットやDVD教材などを活用し、小中学、高校、その他企業・団体において、薬物乱用防止教室や講話を延べ109回実施した。

若年層に対し、大麻等を主に薬物乱用の危険性を認識させたほか、規範意識を醸成した。今後も継続して生活安全部門と連携して講話等を推進する。

『県保健福祉部薬務課』

令和6年度に県で学校薬剤師、薬物乱用防止指導員、保健所担当職員などを講師として派遣した団体数は272団体、薬物乱用防止教室の受講者は22,208人であり、派遣団体数・受講者数は令和5年度と同規模であった。令和6年度も令和5年度に引き続き、県内大学等で薬物乱用防止に係る講義を行った。

また、仙台市では、「薬物乱用から市民を守るための行動指針」(医務薬務課策定)に基づき、仙台市立小中学校等30校の講師派遣調整を行った。

今後もホームページや保健所等の関係機関による地道な周知活動を継続し、各地区の教育委員会に対する認知度向上及び講師派遣にかかる手順等の周知徹底を図り、薬物乱用防止教室の開催を支援していくこととする。

薬物乱用防止教室講師派遣実績(県保健福祉部薬務課関係分)

		小学校	中学校	高等学校	その他	合計
派遣団体数 (団体)	H31・R1年度	192	59	51	1	303
	R2年度	171	65	43	13	292
	R3年度	145	62	35	13	255
	R4年度	168	53	35	18	274
	R5年度	174	56	32	13	275
	R6年度	170	57	36	9	272
受講者数 (人)	H31・R1年度	9,477	7,578	11,060	10	28,125
	R2年度	7,056	5,311	9,448	376	22,191
	R3年度	7,075	7,023	7,320	475	21,893
	R4年度	7,673	5,429	6,414	945	20,461
	R5年度	7,329	6,529	8,061	287	22,256
	R6年度	7,948	7,259	6,352	649	22,208

【取組 1-2】 薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成

【機関名】 県教育庁保健体育安全課、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室は、発達段階を踏まえた内容で実施することが、一次的な予防の観点で大変重要視されている。このことから薬物乱用防止教育に関わっている指導者に対して、最新の知識の理解と資質向上を目的として専門家の講演や各学校の実践発表を内容とした研修会を実施する。

『県保健福祉部薬務課』

薬物乱用防止啓発活動を積極的に実施している薬物乱用防止指導員や学校薬剤師等を中心に講師希望者を募り、派遣体制を充実させる。講師は、各機関で開催する研修会等を受講し、知識の向上を図る。

【実施結果及び評価・考察】

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室講師の資質向上を図るための講習会を実施するとともに講師を各学校に派遣し、薬物乱用防止教室の内容の充実に努めた。

薬物乱用防止教室指導者研修会については、教職員や学校薬剤師等を対象として、参集研修とオンデマンドで開催した。(参集 25 人、オンデマンド 79 人)

研修の機会を確保するため、参集研修の他に、期間を設けてのオンデマンドでも開催にしたことで、通常勤務している教職員や薬剤師等が受講しやすかった。

令和 6 年度から参集研修とオンデマンド研修を併用して実施したが、令和 5 年度とほぼ同数の参加者数となった。

『県保健福祉部薬務課』

各地区で薬物乱用防止指導員や学校薬剤師が薬物乱用防止教室の講師を務めた。地区において薬物乱用防止教室の講師派遣制度が充実し、依頼のあった学校に講師を派遣することができた。

民間団体であるライオンズクラブでは、毎年薬物乱用防止教室の講師を育成するために薬物乱用防止教育認定講師養成講座を開催している。当該講座に対して、依頼に基づき県薬務課職員を講師として派遣することで、講師の担い手の充実、講師の資質向上を図った。

昨今、特に若年層の大麻乱用や 10 代のオーバードーズが全国的に増加していることから、それらの現状、正しい知識を講習用資料に盛り込むなどして講習用資料を作成した。また当該資料を宮城県薬剤師会等と共有する等により、薬物乱用防止教室開催内容の充実を図り、もって生徒の薬物乱用防止等の規範意識向上に努めた。今後も、派遣講師の充実を図っていく。

【取組 1-3】 薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用

【機関名】 県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

厚生労働省が実施する薬物乱用防止啓発訪問事業で貸し出される、薬物に関するクイズパネルや的あてセットは視覚的に分かりやすく、子供達に薬物の恐ろしさを楽しみながら学んでもらえるため、キャンペーン等で積極的に活用する。

【実施結果及び評価・考察】

株式会社小学館集英社プロダクションから貸し出される薬物乱用防止クイズパネルや的あてセットを利用し、キャンペーンを盛り上げた。特に未就学児や小・中・高校の生徒に興味を持ってもらい、薬物乱用の恐ろしさを伝えることができた。

【取組 1-4】 各市町村教育委員会、県立学校への通知

【機関名】 県教育庁義務教育課、県教育庁高校教育課

【事業の概要】

『県教育庁義務教育課』

長期休業中に児童生徒が薬物乱用の問題に巻き込まれる可能性が高いことを考慮し、学校の長期休業前に「長期休業中の生徒指導について」を通知し、薬物乱用防止の徹底を周知する。

『県教育庁高校教育課』

薬物乱用防止の徹底についての周知

長期休業（夏季休業・冬季休業）前に、各市町村教育委員会、県立高校への通知

【実施結果及び評価・考察】

『県教育庁義務教育課』

各市町村教育委員会に対し、「長期休業中の生徒指導について」の通知を長期休業前に発出し、薬物乱用防止の徹底について解説を加え、周知した。

長期休業前に通知したことで、各学校では、児童生徒及び保護者に薬物乱用防止について周知することができた。

『県教育庁高校教育課』

通知文書により、教員や生徒、保護者に対する薬物乱用防止の徹底を図った。

各学校における薬物乱用防止教育を継続的に行うことができた。

【取組 1-5】 講演会等による啓発、麻薬探知犬デモンストレーション

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署

【事業の概要】

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

教育機関等から講演等の依頼により、また税関から教育機関へ積極的に働きかけを行い、若年層を中心に幅広い世代に向け不正薬物の有害性・危険性について啓発活動を実施する。

『横浜税関仙台空港税関支署』

薬物乱用の根絶に向け、麻薬探知犬のデモンストレーションを行って興味を与えながら、薬物の有害性・危険性について啓発する。

【実施結果及び評価・考察】

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

令和6年度においては小学校1校、中学校3校、高等学校2校、保健所1カ所にて薬物乱用防止講演を実施し、不正薬物の有害性・危険性について啓蒙活動を実施した。また、講演会の際に麻薬探知犬デモンストレーションを実施し、薬物取締を行っている税関についてのPRをした。

税関の不正薬物に対する取締状況や、不正薬物の使用による有害性、危険性について理解が得られた。

麻薬探知犬デモンストレーションが開催できなかった際には、税関が使用する検査機器を使用した検査デモンストレーションを実施した。

『横浜税関仙台空港税関支署』

仙台空港祭において、麻薬探知犬によるデモンストレーションを実施し、薬物の有害性・危険性を広く啓発することができた。

薬物の有害性・危険性を啓発することは、薬物乱用根絶に向けた取組みとしては有効な活動である。

【取組 1-6】 私立学校に対する薬物乱用防止の啓発

【機関名】 県総務部私学・公益法人課

【事業の概要】

私立小・中・高等学校等に対し薬物の乱用防止と薬物乱用防止教室開催の必要性等を周知するとともに、薬物乱用に繋がりがねない問題行動や心の問題に対応できる相談体制の整備を図る。

【実施結果及び評価・考察】

文部科学省作成の薬物乱用防止に係る通知等の周知を図った。
各私立学校に対して周知等を行うことにより、薬物乱用防止の意識醸成を支援した。

【取組 1-7】 学校警察連絡協議会連絡会議の活用

【機関名】 県教育庁義務教育課

【事業の概要】

年 2 回の学校警察連絡協議会連絡会議において、薬物乱用防止に関する情報の共有を図り、学校での薬物乱用防止教育を推進する。

【実施結果及び評価・考察】

学校警察連絡協議会連絡会議において、薬物乱用防止に関する啓発資料の配布等を行い、情報の共有を図った。また、県内 24 地区の学校警察連絡協議会議でも薬物使用の状況、薬物乱用防止について周知を行った。

平成 14 年度に締結された学校と警察の連携による「みやぎ児童生徒サポート制度」の周知と、警察との更なる連携による薬物乱用に関する情報共有をこれからも進めていく必要がある。

【取組 1-8】 教職員への共通理解の徹底、生徒保護者への啓発

【機関名】 県教育庁義務教育課、県教育庁高校教育課

【事業の概要】

『県教育庁義務教育課』

毎年 2 回、7 月と 2 月に「生徒指導担当指導主事連絡会議」を開催する。各教育事務所の生徒指導担当指導主事に、問題行動等の対策及び薬物乱用防止の指導について共通理解を図る。

『県教育庁高校教育課』

薬物乱用防止の徹底についての周知

- ・ 高等学校生徒指導主事連絡協議会
- ・ 高等学校生徒指導主事研修会
- ・ 各学校の学校保健計画に薬物乱用防止講話を必ず位置付ける。

【実施結果及び評価・考察】

『県教育庁義務教育課』

生徒指導担当指導主事連絡会議では、問題行動等の現状と課題、対策等について共通理解を図り、薬物乱用防止教育を含め指導の徹底を確認した。また、指導主事学校訪問等でも各学校への薬物乱用防止教室の実施について促した。

各種会議において教職員への薬物乱用防止の共通理解を図り、学校における薬物乱用防止教育の促進を継続的に行った。薬物乱用防止教室の開催率について、今後も指導主事学校訪問を通じて積極的に実施するよう促していく。

『県教育庁高校教育課』

各種会議の開催により、生徒指導担当教員等に対する薬物乱用防止についての共通理解を図るとともに、各学校において生徒・保護者への啓発を行い、薬物乱用防止の必要性についての理解を深めることができた。

【取組 1-9】 大学・専門学校生を対象とした啓発

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県警察本部組織犯罪対策第二課、
県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物乱用防止教室等に対する麻薬取締官の派遣

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

学生等に対し、薬物の弊害・害悪について正しい認識を広めるため、薬物乱用防止教室に講師を派遣する。

『県保健福祉部薬務課』

大学生や専門校生に対し、薬物乱用防止教室やその他講義等により、大麻やオーバードーズを含めた薬物乱用の危険性について周知する。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

大学生に加え、新たに専門学校生を対象に講演を行った。

大学 1件 (79人)

専門学校 3件 (199人)

計 4件 (278人)

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

薬物乱用防止広報リーフレットやDVD教材などを活用し、大学、専門学校において、薬物乱用防止教室や講話を延べ6回実施した。

若年層に対し、大麻等を主に薬物乱用の危険性を認識させたほか、規範意識を醸成した。

今後も継続して大学等と連携して講話等を推進する。

『県保健福祉部薬務課』

令和6年度は、県では専門学校1校からの依頼に応じ薬物乱用教室の講師派遣を行い、95人の学生が参加した。

さらに、薬物乱用教室以外にも、大学3校において計170人の学生を対象に、全国及び県内の薬物検挙者の動向、若年層に広まる大麻や市販薬等のオーバードーズの状況等について説明し、薬物乱用の危険性について周知した。薬学生に対しては、薬局等において処方薬の服薬指導時やOTC販売時の声掛け、相談窓口等へのつなぎなどゲートキーパーとしての役割を担ってほしい旨を伝えた。

また、仙台市では、「薬物乱用から市民を守るための行動指針」（医務薬務課策定）に基づき、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の期間に、仙台市内の大学、短期大学、専門学校等の計46校へ啓発資材を配布した。

3 関係資料

表 1-1-1 本県における薬物乱用防止教室の開催状況

	H29 年度	H30 年度	H31・R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度		
	開催率							学校数	開催校数	開催率
小学校	88.6%	87.5%	86.6%		79.9%	88.4%	90.8%	355	328	92.4%
中学校	90.0%	92.7%	87.3%		75.2%	80.9%	85.2%	198	170	85.9%
高等学校	89.7%	88.4%	88.5%		79.5%	87.6%	88.9%	91	84	92.3%
中等 教育 学校	50.0%	50.0%	50.0%							
義務 教育 学校	-	100.0%	100.0%							
合計	89.0%	89.1%	87.0%		78.4%	85.6%	88.8%	644	582	90.4%
全国 平均	83.5%	83.2%			75.0%	79.6%	83.6%			

出典：仙台市教育委員会事務局総務企画部健康教育課、県教育庁保健体育安全課、県総務部私学・公益法人課（文部科学省集計）調べ

- ※ 令和元年度、令和2年度、令和6年度は、文部科学省による全国調査が行われていない。
令和元年度、令和6年度の県内実績は、担当課で把握している件数を掲載（令和6年度の公立学校（仙台市内を除く）は、令和6年度児童生徒の健康課題解決に係る取組状況調査（宮城県教育委員会）による）。
- ※ 令和3年度以降は、集計方法変更のため、中等教育学校は中学校及び高等学校に、義務教育学校は小学校及び中学校に含まれる。

表 1-1-2 薬物乱用防止教室講師を対象とした講習会の開催状況

年度	参加人数	内 容
H30	78 人	<p>「薬物乱用防止教室指導者講習会」</p> <p>(1) 講義 1 : 「薬物乱用の現状と薬物乱用防止教室講師派遣事業について」 宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班</p> <p>(2) 実践発表 : 「学校における薬物乱用防止啓発の取組」 塩竈市立浦戸中学校養護教諭 梶原千紘 氏</p> <p>(3) 話題提供 : 「水際対策における税関の役割」 横浜税関仙台塩釜税関支署総務課課長 小林憲勇喜 氏 「麻薬探知犬による麻薬探知デモンストレーション」 横浜税関監視部麻薬探知犬管理センター仙台事務所</p> <p>(4) 講義 2 : 「嗜癖問題と早期対応について」 医療法人東北会東北会病院院長 石川達 氏</p>
H31 R1	-	※ 未実施
R2	-	※ 未実施
R3	22 人	<p>「薬物乱用防止教室指導者研修会」 ※ オンライン研修</p> <p>講義 : 「少年大麻事犯の現状と薬物乱用防止対策について」 東北厚生局麻薬取締部 麻薬取締官</p>
R4	5 人	<p>「薬物乱用防止教室指導者研修会」</p> <p>(1) 事業説明 : 「宮城県における薬物乱用対策事業について」 宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班</p> <p>(2) 実践発表 : 「小学校における喫煙、飲酒の害と健康に関する指導の実践から」 登米市立柳津小学校養護教諭 佐藤靖子 氏</p> <p>(3) 講義 : 「不正薬物について」 横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長 石黒龍次 氏</p>
R5	102 人	<p>「薬物乱用防止教室指導者研修会」</p> <p>(1) 事業説明 : 「宮城県における薬物乱用対策事業について」 宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班</p> <p>(2) 話題提供 : 「薬物依存症当事者からのメッセージ」 東北会病院 リハビリ支援部長 鈴木俊博 氏</p> <p>(3) 講義 : 「自分を大切にできない子どもを理解するために」 東北医科薬科大学医学部 精神科学教室病院准教授 福地成 氏</p>
R6	104 人 (参集 25 人 オンデマンド 79 人)	<p>「薬物乱用防止教室指導者研修会」</p> <p>(1) 事業説明 : 「宮城県の薬物乱用防止対策事業について」 宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班</p> <p>(2) 話題提供 : 「学校薬剤師による薬物乱用防止教室の実際」 一般社団法人宮城県薬剤師会 常任理事 土佐貴弘 氏</p> <p>(3) 講義 : 「薬物乱用防止教室マニュアルの改訂を踏まえた薬物乱用防止教育の推進について」 横浜薬科大学 レギュラトリーサイエンス研究室 教授 小出彰宏 氏</p>

出典 : 県教育庁保健体育安全課

※ 参加者 : 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員、学校医、学校薬剤師、警察職員、保健福祉関係職員、環境生活関係職員、薬物乱用防止指導員 ほか

表 1-1-3 県内における医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人員

	年代	令和2年中			令和3年中			令和4年中			令和5年中			令和6年中		
		男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人員	10歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	1	0	1
	10代	16	49	65	20	58	78	14	83	97	10	66	76	25	89	114
	20代	29	90	119	20	90	110	31	140	171	48	161	209	35	154	189
	30代	17	51	68	22	71	93	28	74	102	26	66	92	16	77	93
	40代	19	67	86	18	48	66	25	61	86	25	59	84	30	67	97
	50代	14	33	47	21	44	65	25	50	75	34	48	82	24	34	58
	60代	5	12	17	6	10	16	5	20	25	10	14	24	10	22	32
	70代	10	14	24	3	9	12	8	22	30	3	16	19	6	7	13
	80代以上	4	13	17	3	12	15	8	20	28	5	21	26	6	14	20
	合計	114	329	443	113	342	455	144	470	614	164	451	615	153	464	617
(参考)自損行為による救急出動件数			1,012			1,137			1,140			847			1,389	

出典：県復興・危機対策部消防課、総務省消防庁「救急救助の現況」

対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止啓発の推進

1 個別目標と各種事業

個別目標
<ul style="list-style-type: none">① 各種街頭キャンペーン等を通じて青少年、家庭、地域住民に対し、薬物乱用防止に関する啓発を行う。② 青年層等の参集機会や参集場所において、薬物乱用防止に関する積極的な情報提供、啓発を行う。③ 保護者を対象とした啓発を実施し、家庭内における薬物乱用防止に関わるコミュニケーションの推進を図る。④ 薬物乱用防止指導員等が、集会、会合、催事等を通じてパンフレット等の配布や薬物乱用防止の講義を行う。⑤ デジタルツールを含めた各種広告媒体を活用し、大麻乱用やオーバードーズ防止等に係る効果的な啓発を実施する。
各種事業
<ul style="list-style-type: none">【取組 2-1】「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開【取組 2-2】「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開【取組 2-3】ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請【取組 2-4】社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発【取組 2-5】少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進【取組 2-6】青少年健全育成条例に基づく有害図書指定等による環境整備等【取組 2-7】不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発【取組 2-8】薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信【取組 2-9】宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止の啓発【取組 2-10】在所者に対する薬物乱用防止の啓発【取組 2-11】労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実【取組 2-12】PTAに対する研修会等を利用した保護者への啓発【取組 2-13】宮城県薬物乱用防止指導員による啓発活動【取組 2-14】消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布【取組 2-15】多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化

2 施策の実施状況

【取組 2-1】 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物乱用防止大会への出席

『県保健福祉部薬務課』

本運動は、官民一体となり、国民の薬物乱用問題に対する認識を高め、併せて「国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図り、国内外における薬物乱用防止に資するために行うものである。

6月から9月にかけての「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施期間や10月から11月にかけての麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施期間に合わせて、県内の若年層や青少年が集まる場において、高校生ボランティア、薬物乱用防止指導員等が知識の普及啓発に関するチラシの配布、声掛け運動を行う。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

7月、宮城県主催の薬物乱用防止啓発キャンペーンに参加

11月、薬物乱用防止運動北海道大会に参加

薬乱防止啓発キャンペーンには課長1人と係長1人、麻薬取締官1人、薬乱防止運動北海道大会には、麻薬取締部長が参加した。

『県保健福祉部薬務課』

県では、例年夏に宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーンを実施しており、令和6年度も県内各地の薬物乱用防止指導員や高校生ボランティア等の協力のもと、未就学児、小・中・高校生など若年層を中心とした来場者に対して声かけ運動や啓発資材の配布を行った。また、株式会社小学館集英社プロダクションから貸し出される薬物乱用防止クイズパネルや的あてセットを利用しながら、児童に薬物に関する知識を身につけてもらうなど、効果的な啓発活動を実施した。県内9市町9カ所でイベントを開催し、計5,100人を対象に啓発することができた。

10月から11月にかけては、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施期間中、11市町18カ所でイベントを開催し、リーフレットなど資材を配布することで、計15,856人を対象に啓発することができた。

また、仙台市では、「薬物乱用から市民を守るための行動指針」（医務薬務課策定）に基づき、市政だより年に4回関連記事を掲載し、仙台市内区役所や市民センター等へポスター掲示及び啓発資材の配置を依頼した。さらに、仙台市内各区民まつり等のイベントに参加し、資材を活用した啓発を行った。

【取組 2-2】 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

青少年の非行・被害防止全国強化月間において、関係団体等と連携した薬物乱用防止キャンペーン等を積極的に展開する。

【実施結果及び評価・考察】

関係機関・団体との共催による研修会、街頭補導、キャンペーン活動、薬物乱用防止教室等により、少年の飛行防止・犯罪被害防止を図った。

今後も各種月間等に合わせ広報啓発活動を積極的に展開する。

【取組 2-3】 ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請

【機関名】 県教育庁生涯学習課

【事業の概要】

各種開催イベント、定期総会等で、薬物乱用防止対策についての啓発活動を行う。

【実施結果及び評価・考察】

各団体の定期総会等で啓発媒体（パンフレット等）の配布を行うとともに、各団体の活動機会に「ダメ。ゼッタイ」普及運動への協力を呼びかけた。

定期総会やイベント等で啓発活動を行うことにより薬物乱用防止についての意識を高めることができた。

【取組 2-4】 社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

毎年7月を強調月間としている“社会を明るくする運動”の行事の一環として、青少年に対する薬物乱用防止教室等による広報・啓発活動を県内各地で実施する。

【実施結果及び評価・考察】

令和6年度は、“社会を明るくする運動”の行事の一環として青少年に対して薬物乱用防止教室等を実施し、約2,200人が参加した。

新型コロナウイルスが5類に移行後、“社会を明るくする運動”の活動が年々活発化してきたが、薬物乱用防止教室等の開催や参加者が減少した。

参加者：令和2年度	6,986人
令和3年度	1,920人
令和4年度	2,161人
令和5年度	2,380人
令和6年度	2,200人

【取組 2-5】 少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

少年警察ボランティアとの連携を図り、少年やその保護者に直接呼び掛ける広報啓発活動を推進する。

【実施結果及び評価・考察】

各警察署において、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動及び広報啓発活動を推進した。

街頭活動を通じて薬物乱用の危険性について広報し、薬物乱用意識の醸成を図った。

<参考>

街頭補導等により補導した不良行為少年数（少年警察ボランティアと連携したものを含める）

令和2年	3,409人（うち薬物乱用0人）
令和3年	3,757人（うち薬物乱用2人）
令和4年	4,383人（うち薬物乱用1人）
令和5年	5,078人（うち薬物乱用9人）
令和6年	3,857人（うち薬物乱用17人）

【取組 2-6】 青少年健全育成条例に基づく有害図書指定等による環境整備等

【機関名】 県環境生活部共同参画社会推進課

【事業の概要】

店頭で販売されている書籍の中には、違法薬物の乱用を助長する描写が含まれているものもあり、図書類取扱業者等への環境実態調査を通じて同書籍の発見に努め、条例に基づき有害図書類に指定することで、青少年に対する販売、閲覧を防止する。

【実施結果及び評価・考察】

令和6年度に違法薬物の使用等を助長する描写が含まれている図書類1冊を有害図書類として指定した。

指定要件が「誘発」となっており、厳密な解釈が求められるため、指定数は1冊になっている。

今後も青少年を取り巻く有害環境浄化を図るため、薬物関連図書類の指定を適切に行っていく。

【取組 2-7】 不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署

【事業の概要】

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

不正薬物の取締強化期間において、報道機関等に対し当該取締強化期間の周知及び不正薬物密輸に関する情報提供依頼を実施する。

『横浜税関仙台空港税関支署』

税関における不正薬物の取締強化月間等において、関係機関及び一般層に対して、薬物取締の必要性及び協力依頼等を啓発する。

【実施結果及び評価・考察】

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

「年末特別警戒」の実施について、報道機関等を通じ広く国民に啓発を促した。

税関の不正薬物に対する取締りや、不正薬物が社会へ及ぼす影響等について、報道機関等を通じ、広く国民に啓発を行った。

『横浜税関仙台空港税関支署』

年末特別警戒の出陣式・新規配備麻薬探知犬の紹介、検査風景を報道機関に公開した。また、関係機関及び一般層に対して、リーフレット等により薬物取締りの必要性及び協力依頼等を啓発した。

報道機関への公開では、テレビ局3社、新聞1社に取り上げられ、広く国民に対し薬物の取締りの必要性を呼びかけることはできた。薬物乱用を防止するため、関係機関及び一般層に対する理解と協力への呼びかけは、重要な取組みである。

【取組 2-8】 薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

実例を踏まえた効果的な情報発信を行い、薬物乱用の有害性を強く訴えるとともに、健康被害事例についての情報提供や薬物乱用防止広報車を活用した情報発信を行う。

【実施結果及び評価・考察】

各警察署において、各種行事や各種非行防止教室を通じ、多くの少年に対し、効果的な薬物乱用防止のための情報発信を行った。

今後も様々な機会を捉えて、広報資材を有効活用した少年の薬物乱用防止のための情報発信活動を推進する。

【取組 2-9】 宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止の啓発

【機関名】 県教育庁生涯学習課

【事業の概要】

県青年団連絡協議会定期大会や県青年文化祭及び県青年体育大会等において、薬物乱用防止対策についての啓発活動を行う。

【実施結果及び評価・考察】

青年層が参集する定期大会、各事業開催時に、啓発媒体（パンフレット等）の配布、情報提供を行い、薬物乱用防止について理解が深まった。また、その参加者が所属する団体や地域において啓発活動を実施した。

【取組 2-10】 在所者に対する薬物乱用防止の啓発

【機関名】 仙台少年鑑別所

【事業の概要】

薬物乱用防止に関する図書を備え付け、在所者に対して薬物乱用に係る有害性について啓発を行う。

定期的に薬物乱用防止に関する視聴覚教材を放送し、視聴後に感想文を記載させることで理解を深める。

【実施結果及び評価・考察】

薬物乱用防止に関する視聴覚教材を視聴後の感想文では、薬物乱用の害悪や問題性について理解を示し、考えを深めている様子が見られた。

薬物使用の有無にかかわらず、薬物乱用により発生してしまう各種の害悪について、認識を深めるための良い機会となっているものと思料する。

【取組 2-11】 労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実

【機関名】 宮城労働局

【事業の概要】

労働基準監督署、ハローワーク等において、薬物乱用防止啓発のポスター、パンフレット等を掲示することにより啓発を図る。

【実施結果及び評価・考察】

県内に設置されている労働基準監督署 5 カ所、ハローワーク（出張所含む） 10 カ所の他、出先機関等において、薬物乱用防止啓発のポスター等の掲示を行った。

【取組 2-12】 P T A に対する研修会等を利用した保護者への啓発

【機関名】 県教育庁生涯学習課

【事業の概要】

P T A 総会や保護者対象の研修会の際に、チラシ等の配布を行う。

各 P T A 連合会の役員会等の機会に話題として取り上げる。

【実施結果及び評価・考察】

県高等学校 P T A 連合会をとおして、新入生（高校 1 年生）とその保護者に対し、薬物乱用防止に関する小冊子を配布した。（県高 P 連事業として実施）

中・高校生及び保護者に対して、薬物問題や乱用防止への意識付けを図ることについては、概ね達成できた。

【取組 2-13】 宮城県薬物乱用防止指導員等による啓発活動

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

知事に委託された薬物乱用防止指導員が行う啓発活動の支援

『県保健福祉部薬務課』

地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を展開していくため、昭和 54 年度から薬物乱用防止指導員制度が発足された。薬物乱用防止指導員を県内 10 地区に配置し、各地区で薬物乱用防止のための啓発・指導を行う。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

ライオンズクラブ国際協会 332-C 地区の依頼により、薬物乱用防止教育認定講師、ライオンズクラブ職員に講演を実施した。

講演により啓発活動を行った。

『県保健福祉部薬務課』

令和 6 年度は 261 人（令和 7 年 3 月 31 日時点）の薬物乱用防止指導員を県内 10 地区に配置し、団体活動や個人活動により薬物乱用防止啓発活動を行った。

例年、宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーン期間中、県内各市町において、薬物乱用防止指導員、ヤングボランティア、ライオンズクラブ・ロータリークラブ会員等による啓発を行っているほか、児童生徒が夏休み期間となる 7、8 月の各地区夏祭りで国連支援募金活動及び啓発資材の配布などを実施した。麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施期間中もイベントを実施することができた。

薬物乱用防止指導員により、各地区でパンフレットを延べ 14,063 人に配布したほか、集会・会合での話合いで 2,033 人、ビデオ・DVD の上映で 1,086 人に対して薬物根絶意識の醸成を図ることができた。また薬物乱用防止指導員による薬物乱用防止教室を実施し、延べ 17,742 人に薬物乱用防止の意識付けを行った。これらを合計すると、薬物乱用防止指導員が実施した活動により 34,924 人に対し、普及啓発活動を実施することができた。県では薬物に関する知識の習得と指導員の相互の情報交換のため、保健所毎に薬物乱用防止指導員研修会を年 1 回以上開催し、指導員の資質向上を図っている。

今後、薬物乱用防止指導員を薬物乱用防止教室の講師として派遣する機会がさらに増えるよう、各種団体主催の研修会等に参加を促す取組みも行っていく。

【取組 2-14】 消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布

【機関名】 県環境生活部消費生活・文化課

【事業の概要】

消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布

【実施結果及び評価・考察】

消費生活センターに啓発ポスターの掲示を行った。

今後も消費生活センターに啓発ポスターの掲示を行う。

【取組 2-15】 多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化

【機関名】 県警察本部組織犯罪対策第二課、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

各種広報媒体を活用し、多様化する違法薬物の危険性等を積極的に周知する。

『県保健福祉部薬務課』

ホームページや報道機関等を通じて、大麻や危険ドラッグの危険性等について、啓発を実施していくとともに、より効果的な広報媒体を模索しながら、関係機関と協力し積極的な周知活動を展開する。

【実施結果及び評価・考察】

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

大麻リキッド、大麻グミ等従来とは異なる形態の違法薬物の有害性・危険性についてラジオ放送・県警ホームページ、SNS等により広報活動を実施した。

今後も大麻等を主に違法薬物の危険性や有害性を具体的に説明するなど、正しい知識の普及に努める。

『県保健福祉部薬務課』

薬務課のホームページ内で、危険ドラッグについての基礎知識や、危険ドラッグ乱用に対する県の取組、大麻グミ等の新しい形態の違法薬物の周知等を行った。

また、若年層に広がりを見せている大麻について、ホームページでその有害性、危険性について周知を図るとともに、インスタグラムを利用して若年層に対し大麻乱用防止に特化した動画配信を行った。

また、若年層のオーバードーズ問題については、令和5年度に県内高校生を対象に行った意識調査の結果をもとに、オーバードーズの危険性・有害性や、相談窓口を記載した啓発カードを作成した。令和7年度に県内の高校3年生に配布し、さらなる啓発を行う予定である。

今後も、若年層に蔓延している大麻などの違反薬物やオーバードーズについてSNS等を利用した広報を行うほか、向精神薬や市販薬などの乱用についても積極的な周知強化に取り組む。

3 関係資料

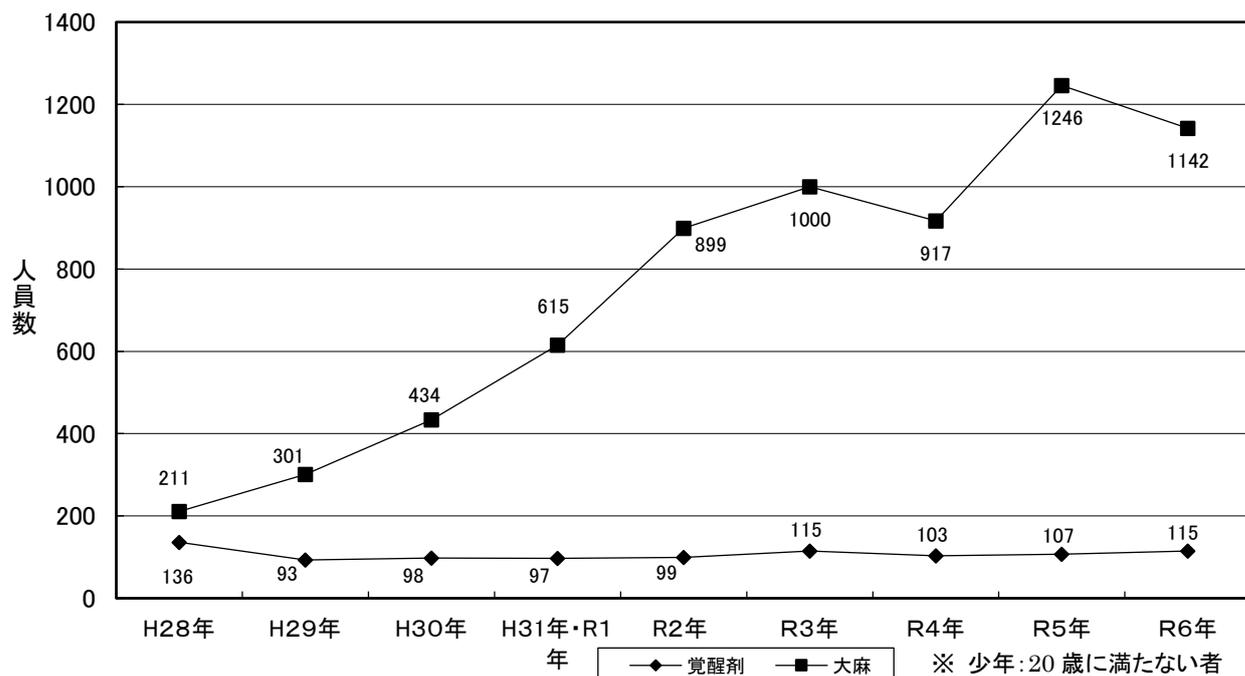


図1-2-1 国内における少年薬物事犯検挙人員数

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 1-2-1 県内における少年薬物事犯検挙人員数

区 分	H28年	H29年	H30年	H ³¹ ・R ¹ 年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
大麻取締法違反	1	0	0	3	12	7	4	6	2
覚醒剤取締法違反	0	0	0	1	0	0	0	1	0
医薬品医療機器等法違反	1	0	0	0	0	0	0	0	0
毒物及び劇物取締法違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	2	1	0	1
計	2	0	0	5	12	9	5	7	3

出典：県警察本部少年課

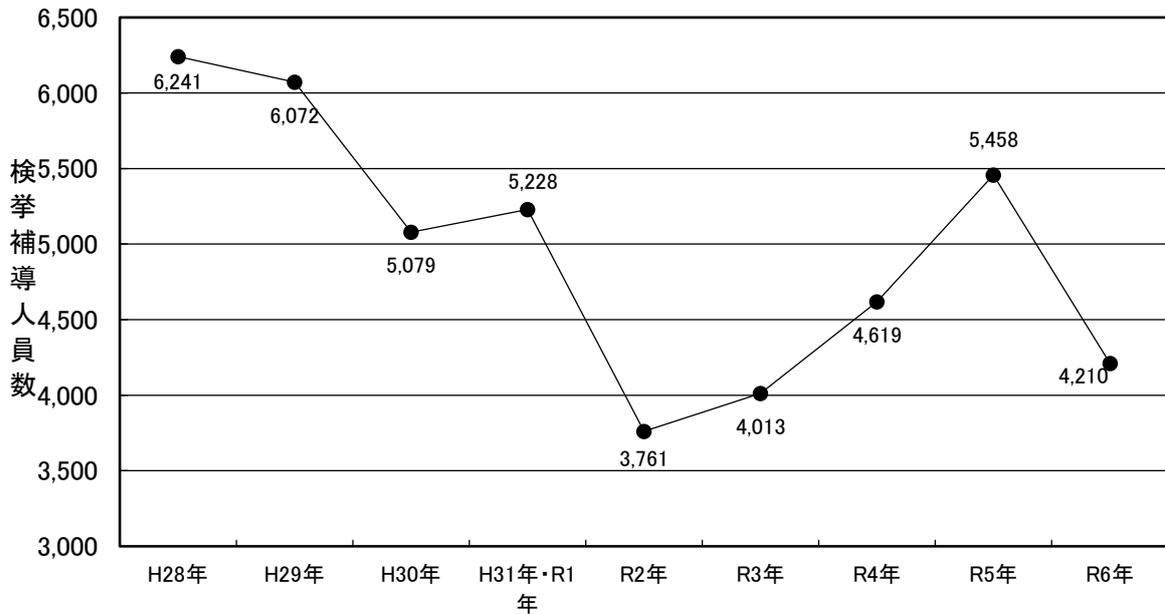


図1-2-2 県内の非行少年等検挙・補導状況

出典：県警察本部少年課

表 1-2-2 非行少年等の検挙・補導状況(人)

	非行少年等総数	計	非行少年							不良行為少年
			刑法			特別法			ぐ犯少年	
			刑法犯少年	触法少年(刑法)	小計	特別法犯少年	触法少年(特別法)	小計		
H30年	5,079	395	264	63	327	44	13	57	11	4,684
H31・R1年	5,228	373	245	57	302	59	7	66	5	4,855
R2年	3,761	352	226	50	276	67	8	75	1	3,409
R3年	4,013	256	155	42	197	50	6	56	3	3,757
R4年	4,619	236	154	36	190	39	4	43	3	4,383
R5年	5,458	380	276	55	331	46	0	46	3	5,078
R6年	4,210	353	266	44	310	35	6	41	2	3,857

出典：県警察本部少年課

- ※1 非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年
- ※2 犯罪少年：14歳以上で犯罪を犯した少年
- ※3 触法少年：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
- ※4 刑法犯少年：刑法に触れる行為をした犯罪少年
- ※5 特別法犯少年：刑法以外の刑罰法令に違反した犯罪少年（交通法令違反を除く）
- ※6 ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の理由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
- ※7 不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
- ※8 非行少年等：非行少年及び不良行為少年

表 1-2-3 宮城県薬物乱用防止指導員の活動状況

	パンフレット等の配布	DVD・ビデオの上映	集会・会合での話し合い	パネルの展示	ポスターの掲示	薬物乱用防止教室講師
H31・R1年度	344回 22,316人	27回 4,401人	146回 3,345人	30回	632枚	200回 延べ15,533人
R2年度	196回 6,291人	17回 1,351人	84回 2,228人	5回	459枚	174回 延べ11,906人
R3年度	188回 5,731人	20回 1,151人	125回 1,399人	25回	531枚	164回 延べ14,029人
R4年度	229回 8,167人	15回 991人	84回 2,951人	14回	594枚	193回 延べ14,247人
R5年度	226回 12,077人	17回 691人	140回 2,216人	23回	859枚	182回 延べ15,785人
R6年度	271回 14,063人	9回 1,086人	94回 2,033人	14回	548枚	191回 延べ17,742人

出典：県保健福祉部薬務課

対策 3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知

1 個別目標と各種事業

個別目標
① 教育機関等において専門人員等を確保し、児童生徒やその保護者からの相談に応じる体制を拡充させる。 ② 地域の薬剤師、登録販売者、行政関係者間での情報共有を行い、ゲートキーパーの担い手を育成・整備する。
各種事業
【取組 3-1】 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業 【取組 3-2】 教育相談充実事業 【取組 3-3】 県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需 【取組 3-4】 地域の薬剤師、登録販売者等と共同したゲートキーパーの担い手育成及び整備

2 施策の実施状況

【取組 3-1】 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業
【機関名】 県教育庁義務教育課、県教育庁高校教育課
【事業の概要】 『県教育庁義務教育課』 児童生徒、保護者、教職員の相談業務を行うため、スクールカウンセラーを県内全ての公立小・中学校へ配置・派遣し、専門カウンセラーを全教育事務所へ配置する。また、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを希望する市町村教育委員会に配置する。 『県教育庁高校教育課』 生徒、保護者、教職員の相談への応需 ・スクールカウンセラーの配置 すべての県立高校に配置 73校に50人 ・スクールソーシャルワーカーの配置 県立高校48校に27人配置 配置校以外の学校にも各校の要請に応じて、派遣する体制を整備
【実施結果及び評価・考察】 『県教育庁義務教育課』 スクールカウンセラーの配置については、仙台市を除く全公立小学校231校（義務教育

学校前期4校含む)、公立中学校128校(義務教育学校後期4校含む)に配置・派遣した。スクールソーシャルワーカーについては、希望する34市町村にのべ68人配置(市町村委託)し、公立小・中学校を支援した。

公募によりスクールカウンセラーの確保に努め、全公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置・派遣した。また、34市町村にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を図った。

『県教育庁高校教育課』

スクールカウンセラーの配置により、学校で生徒・保護者・教員が専門家による相談を確実に受けられるようになっている。

スクールソーシャルワーカーの配置により、外部の関係機関と連携し、問題の解決を図るための相談体制が構築された。

教育に関する広範囲の相談に応じており、薬物乱用防止対策の役割も果たしているものと考えている。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと教員が情報交換したり、外部機関との連携を円滑に進める体制を維持した。

【取組3-2】 教育相談充実事業

【機関名】 県教育庁義務教育課

【事業の概要】

児童生徒への心のケアや、課題を抱える児童生徒への支援及び問題行動等の未然防止・早期対応のために、教育相談、支援体制の一層の整備・充実を図る。

【実施結果及び評価・考察】

スクールカウンセラーを公立全小・中学校へ配置・派遣することで、児童生徒や保護者の相談に対応した。また、全ての教育事務所へ専門カウンセラーを年間70回程度配置した。

スクールカウンセラーを県内全公立小・中学校に配置・派遣したことで、教育相談の充実を図ることができた。また、事務所に配置する専門カウンセラーにスーパーバイズ機能を持たせ、スクールカウンセラーの資質の向上を図り、相談体制の充実を図ることができた。

【取組3-3】 県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需

【機関名】 県教育庁高校教育課

【事業の概要】

県総合教育センター内に「不登校・発達支援相談室(りんくるみやぎ)」を設置し、来所相談及び電話相談に対応

【実施結果及び評価・考察】

臨床心理士及び電話相談員が面接又は電話による専門的教育相談活動を行った。

- ・ 来所相談 435件
- ・ 電話相談 697件

計1,132件

「不登校・発達支援相談室(りんくるみやぎ)」では、教育に関わる広範囲の相談に応じている。薬物乱用防止対策の役割も果たしているものと考えている。

【取組 3-4】 地域の薬剤師、登録販売者等と共同したゲートキーパーの担い手育成及び整備

【機関名】 県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

県内の薬局・ドラッグストアに勤務する薬剤師・登録販売者等に対して、ゲートキーパー養成研修会を開催し、薬物乱用防止の意識付けや、医療用医薬品の交付時や一般用医薬品の販売時に、ゲートキーパーとしてオーバードーズ等の早期発見・早期介入を行うための手法を習得させる。

【実施結果及び評価・考察】

一般社団法人宮城県薬剤師会及び一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会宮城県支部それぞれと県の共催で、ゲートキーパー養成研修会を開催し、県内の薬局・ドラッグストアに勤務する薬剤師・登録販売者等計 135 人に対し、ゲートキーパーの役割と重要性について説明した。このほか、本講習会のオンデマンド配信を行い広く周知を行った（延べ 171 回再生）。

3 関係資料

表 1-3-1 小学校・中学校のスクールカウンセラーの配置・相談状況
(薬物以外の相談を含む)

		学校数	相談件数	相談人数
H31・R1 年度	小学校	249 校	23,336 件	25,038 人
	中学校	133 校	17,198 件	18,859 人
R2 年度	小学校	249 校	23,121 件	25,149 人
	中学校	133 校	16,682 件	18,571 人
R3 年度	小学校	245 校	27,256 件	28,794 人
	中学校	132 校	20,041 件	21,581 人
R4 年度	小学校	238 校	25,838 件	27,003 人
	中学校	130 校	18,184 件	19,380 人
R5 年度	小学校	233 校	24,003 件	25,163 人
	中学校	129 校	15,901 件	16,762 人
R6 年度	小学校	231 校	24,885 件	26,200 人
	中学校	128 校	14,097 件	14,810 人

出典：県教育庁義務教育課

表 1-3-2 教育事務所専門カウンセラーの相談状況
(薬物以外の相談を含む)

	相談件数	相談人数
H31・R1 年度	2,100 件	2,457 人
R2 年度	1,739 件	2,313 人
R3 年度	2,225 件	2,761 人
R4 年度	2,493 件	2,819 人
R5 年度	2,471 件	2,893 人
R6 年度	1,953 件	2,304 人

出典：県教育庁義務教育課

表 1-3-3 県立高等学校に配置されたスクールカウンセラーの相談件数、情報交換件数

	相談件数	情報交換
H31・R1 年度	10,541 件	6,430 件
R2 年度	10,102 件	6,775 件
R3 年度	9,808 件	5,667 件
R4 年度	8,646 件	5,944 件
R5 年度	8,391 件	5,714 件
R6 年度	8,329 件	5,984 件

出典：県教育庁高校教育課

表 1-3-4 スクールソーシャルワーカーの市町村配置

	のべ人数	実人数	相談件数
H31・R1 年度	66 人	48 人	3,411 件
R2 年度	67 人	48 人	3,680 件
R3 年度	68 人	48 人	4,762 件
R4 年度	66 人	50 人	5,041 件
R5 年度	67 人	52 人	8,121 件
R6 年度	68 人	52 人	8,337 件

出典：県教育庁義務教育課

第2章

基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止

薬物問題に不安を抱える人達への相談体制を充実し、不安を解消する。また、医療や各種支援体制を整備し、社会復帰のサポートを目的とする。

対策4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知

1 個別目標と各種事業

個別目標

- ① 東北厚生局麻薬取締部の相談電話、警察の少年相談電話、精神保健福祉センター及び保健所の相談窓口等の一層の周知徹底を図る。
- ② 民間支援団体等、より専門的な知識を持つ団体等との連携強化により相談体制を充実させる。

各種事業

- 【取組 4-1】薬物関係相談電話の利用促進
- 【取組 4-2】県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底
- 【取組 4-3】少年相談窓口の周知と対応の充実
- 【取組 4-4】薬物関連相談窓口の周知と充実

2 施策の実施状況

【取組 4-1】 県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底

【機関名】 県警察本部組織犯罪対策第二課

【事業の概要】

県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための「相談電話」について、広報活動を通じて周知徹底を図る。

【実施結果及び評価・考察】

県警ホームページ、ラジオ放送等、マスコミや広報媒体を通じて相談電話「銃器・覚醒剤 110 番」の広報を推進し、計 18 件の相談受理に至った。

相談電話の存在を広く県民に認知されるよう広報活動を継続して推進し、相談には真摯に対応する。

【取組 4-2】 少年相談窓口の周知と対応の充実

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

少年相談窓口の社会周知を推進し、薬物乱用に関する相談に対応するとともに、部内研修会や教養資料の発出等により警察職員の事態対処能力の向上を図る。

【実施結果及び評価・考察】

少年相談窓口について、警察のホームページ、各種広報資料への掲載等により、県民への周知を図るとともに、非行防止教室、各種会議を通じて直接呼び掛け広報をした。

少年相談窓口の周知が図られ、令和 6 年中の受理件数は 2,522 件であり、うち薬物乱用に関する相談が 13 件であった。

【取組 4-3】 薬物関係相談電話の利用促進

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部

【事業の概要】

専用回線による薬物相談の対応

【実施結果及び評価・考察】

薬物関係相談電話に寄せられた情報を基に捜査を行った。

相談電話に寄せられた情報は、乱用者や密売人にかかる捜査の端緒として活用されることや、強制捜査へ繋がることもある。

【取組 4-4】 薬物関連相談窓口の周知と充実

【機関名】 県保健福祉部精神保健福祉センター、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『県保健福祉部精神保健福祉センター』

ホームページでの周知
市町村・関係機関への周知
ラジオ放送を活用した周知
相談窓口案内啓発カードの配布

『県保健福祉部薬務課』

ホームページでの周知
相談窓口案内リーフレットの配布

『県保健福祉部精神保健福祉センター』

依存症相談情報等について当センターホームページに掲載した。
市町村や病院等の関係機関に対し、当センターの依存症相談に関する案内を通知した。
電話相談の相談経路は、ホームページやパンフレットを見ての来所が多数であった。
今後も市町村への周知やホームページなどを使った周知活動を継続していく。

『保健福祉部薬務課』

令和6年度の相談件数（仙台市含む）は283件であり、前年度比約84.7%であった。
また、全体の相談件数のうち、約58.7%は仙台市内の相談であった。薬物相談の対象薬物の内訳については、覚醒剤(27.1%)、有機溶剤(14.6%)、市販薬(12.9%)、大麻(9.3%)、向精神薬(8.2%)、その他(27.9%)であり、麻薬及び危険ドラッグに関する相談はなかった。

当事者が必要な時に確実に相談窓口につながるよう、引き続き啓発の際には相談窓口の周知を強化していく。

覚醒剤や大麻など法律で規制されている薬物については、東北会病院などの医療機関や仙台ダルク、アロー萌木等の民間団体に相談するケースもある。これらの関係機関との連携を更に強化し、互いの強みを活かす体制を充実させていく必要がある。

3 関係資料

表 2-4-1 保健所及び精神保健福祉センター（仙台市含む）の相談状況

	保健所	精神保健福祉センター	合計
H28 年度	45 件	27 件	72 件
H29 年度	52 件	31 件	83 件
H30 年度	84 件	38 件	122 件
H31・R1 年度	43 件	73 件	116 件
R2 年度	64 件	97 件	161 件
R3 年度	102 件	108 件	210 件
R4 年度	85 件	121 件	206 件
R5 年度	170 件	164 件	334 件
R6 年度	152 件	131 件	283 件

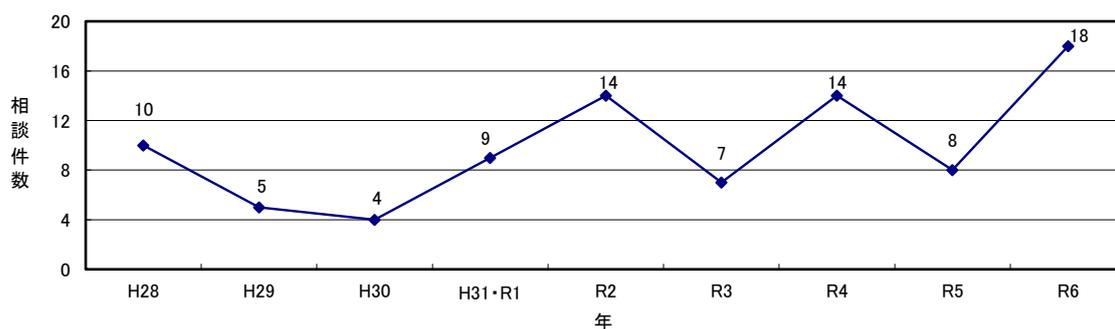


図2-4-1 県警察本部「銃器・覚醒剤110番」での相談数

出典：県警察本部組織犯罪対策第二課

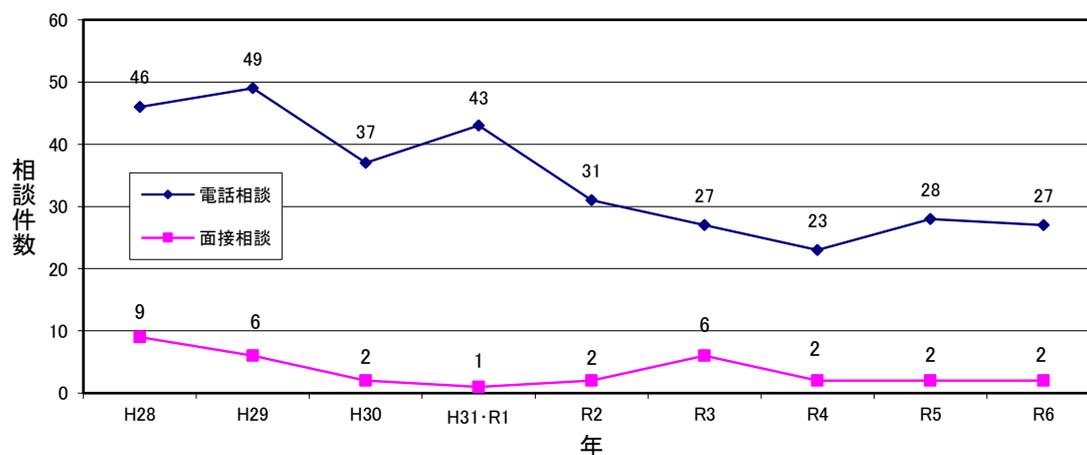


図2-4-2 東北厚生局麻薬取締部での薬物関係相談数

出典：東北厚生局麻薬取締部

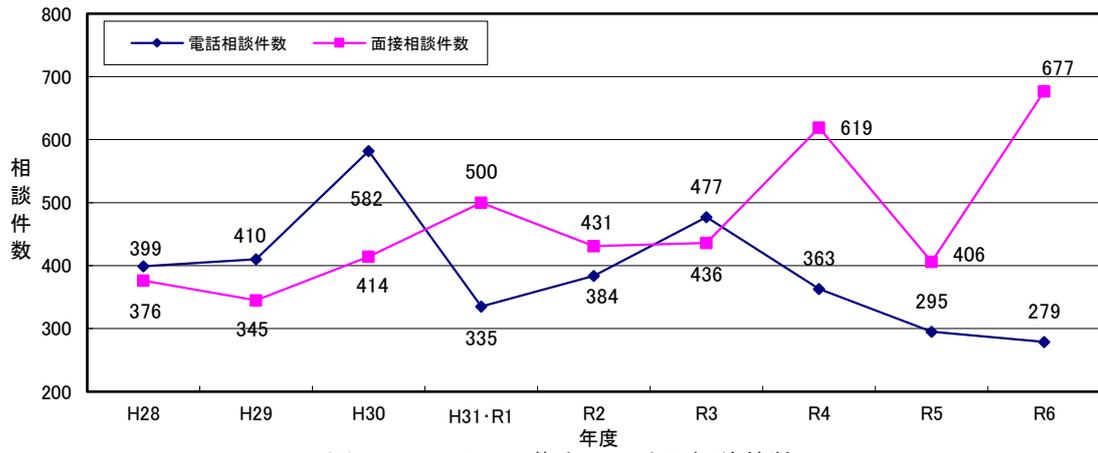


図2-4-3 アロー萌木における相談件数

出典：アロー萌木

対策 5 薬物乱用者及びその家族への支援

1 個別目標と各種事業

個別目標
① 薬物乱用者を対象とした回復プログラム、その家族を対象とした依存症家族教室等を開催することで、当事者と家族 に対する 支援 体制 の充実を図る。 ② 保護観察所等の処遇機関で引受人会を開催し、薬物乱用に悩む家族を支援する。 ③ 保護観察が付かない執行猶予判決を受けた者等に対し、社会福祉士や精神保健福祉士による再乱用防止プログラムを実施する。 ④ 薬物乱用者等の生活再建を図るため、就労支援や社会貢献活動、再乱用防止教育等を実施し、再乱用に陥らせないようにする。
各種事業
【取組 5-1】 薬物初犯者等の再乱用防止支援 【取組 5-2】 薬物依存集団回復プログラム及び依存症家族教室の実施 【取組 5-3】 薬物事犯対象者の引受人会の充実 【取組 5-4】 刑務所出所者等就労支援事業 【取組 5-5】 薬物事犯者に対する薬物乱用防止の啓蒙 【取組 5-6】 薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化 【取組 5-7】 薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援 【取組 5-8】 地域生活定着支援センター設置による社会復帰支援 【取組 5-9】 立ち直り支援活動の推進

2 施策の実施状況

【取組 5-1】 薬物初犯者等の再乱用防止支援
【機関名】 東北厚生局麻薬取締部
【事業の概要】 薬物初犯者、薬物離脱希望者に対し、再乱用防止支援プログラムを実施
【実施結果及び評価・考察】 新規 6 人、継続 7 人、計 13 人に対し支援中 継続率約 85%

【取組 5-2】 薬物依存集団回復プログラム及び依存症家族教室の実施

【機関名】 県保健福祉部精神保健福祉センター

【事業の概要】

薬物依存当事者及び家族支援の充実

【実施結果及び評価・考察】

令和6年度の薬物に関する電話相談は34件、面接相談は延べ47件であった。

依存症家族教室を年10回実施し、延べ62人が参加した。

当事者支援プログラムを年10回実施し、延べ13人が参加した。

家族教室及び当事者支援プログラムに参加出来なかった方に対しては、電話で近況確認を行った。

薬物問題を抱える、受刑者に対して、対面面接を実施し、当センターの概要とプログラムについての説明を行った。

テキストを使い、参加者は知識を学ぶことができた。会の前後等に参加者同士話をする場面もあり、同じように依存症の当事者への対応で悩まれている家族同士の集まる場として開き続ける必要性を感じた。

NICE（薬物依存集団回復プログラム）に参加し、同じ悩みをもつ当事者と気持ちを共有することで、「自分一人ではない」という安心感が生まれ回復につながっていった。

【取組 5-3】 薬物事犯対象者の引受人会の充実

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

矯正施設入所中の薬物事犯者の引受人や家族等に対して、薬物依存についての知識、薬物事犯対象者本人に対する適切な関わり方、相談機関からの支援にはどのようなものがあるのかといった助言等を行うとともに、薬物事犯対象者の家族等の精神的負担軽減することを目的として引受人会を開催する。

【実施結果及び評価・考察】

引受人会を保護観察所、仙台ダルク、宮城県精神保健福祉センター、仙台市精神保健福祉総合センターを会場として4回実施し、延べ23人が参加した。実施内容は、前記団体のほかNA（ナルコティクス・アノニマス）仙台グループ、東北会病院、仙台家族会等関係機関・団体の協力を得て講義及び座談会形式で行った。

仙台ダルク、宮城県精神保健福祉センター、仙台市精神保健福祉総合センターを会場とすることで、引受人が地域の様々な薬物依存に関する相談機関の実際について理解を深められることができ、引受人が地域の相談機関からの支援を受けられる可能性が高くなると思われた。

【取組 5-4】 刑務所出所者等就労支援事業

【機関名】 宮城労働局

【事業の概要】

刑務所出所者等（刑事施設に収容されている懲役受刑者、禁固刑受刑者及び少年院の在院者）並びに更生保護法第48条又は売春防止法第26条第1項の規定による保護観察の対象者及び更生保護法第85条第1項の規定による更正緊急保護の対象者）の就労確保

は、その改善更生を図り、再犯を防止する上で極めて重要であることから、矯正施設、保護観察所及び職業安定機関等が密接に連携し、就労支援事業を展開する。

【実施結果及び評価・考察】

矯正施設、更生保護機関及び職業安定機関等が連携を図りながら就労支援を実施した。特に矯正施設や保護観察所から依頼された「支援対象者等」に対しては、個別担当者制による就労支援を実施した。令和6年度における支援対象者数は80人、就職者数は49人となっている。

今後も矯正施設、保護観察所及び職業安定機関等が密接に連携し、支援対象者等個々の状況に応じたきめ細やかな就労支援が重要と考える。

【取組 5-5】 薬物事犯者に対する薬物乱用防止の啓蒙

【機関名】 仙台少年鑑別所

【事業の概要】

薬物乱用防止に関する図書を備え付け、在所者に対して薬物乱用に係る有害性について啓蒙を行う。

定期的に薬物乱用防止に関する視聴覚教材を放送し、視聴後に感想文を記載させることで理解を深めている。

【実施結果及び評価・考察】

薬物乱用防止に関する視聴覚教材を視聴後の感想文では、薬物乱用の害悪や問題性について理解を示し、考えを深めている様子がうかがえた。薬物使用の有無にかかわらず、薬物乱用により発生してしまう各種の害悪について、認識を深めるための良い機会となっているものと思料する。

【取組 5-6】 薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

『薬物処遇ユニットを設置し、薬物事犯保護観察対象者等のアセスメントを行い、より適切な処遇を実施するほか、薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇を実施する。

【実施結果及び評価・考察】

薬物再乱用防止プログラムについて、仙台ダルク、アロー萌木の協力を得て集団処遇を35回実施し、薬物事犯保護観察対象者60人が受講した。また、個別で実施する際は、必要に応じて自助グループのスタッフに同席してもらい、地域の支援団体の支援を受ける動機付けを行うなど、薬物事犯保護観察対象者等の担当保護観察官と薬物処遇ユニットが連携し効果的な処遇を実施した。また一部猶予刑の対象者については刑事施設在所中に面接を実施し、薬物再乱用防止プログラム受講の動機付けを行った。

薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇は、集団を忌避する者も一定数いるが、適宜、仙台ダルクのダルクミーティング等を受講することでプログラムの一部免除を行うなどし、地域の支援につなげることができた。

【取組 5-7】 薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

公共職業安定所及び就労支援事業所と連携した就労支援を実施し、適性を踏まえた就労と就労定着を促進する。また、薬物事犯保護観察対象者の意向を踏まえ、協力雇用主のもとへの雇用につなげる。

【実施結果及び評価・考察】

必要な者に対し早期に就労が実現するよう就労支援の働きかけを行った。

就労を継続している者も多いが、薬物依存からの回復に努めながら就労を継続している現状を支援者側が理解を深めると共に、面接等によるきめ細やかな処遇が必要であると思われる。

【取組 5-8】 地域生活定着支援センター設置による社会復帰支援

【機関名】 県保健福祉部社会福祉課

【事業の概要】

福祉的支援を必要とする矯正施設出所予定者等に対して相談支援を行う「地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰と地域生活への定着を支援する。

【実施結果及び評価・考察】

高齢又は障害を有するために福祉的支援を必要とする刑務所等の矯正施設退所予定者等に対して、社会復帰と地域生活への支援を行うもので、事業の継続が必要と考えられる。

- ・コーディネート業務 26人
- ・フォローアップ業務 31人
- ・相談支援業務 5人

【取組 5-9】 立ち直り支援活動の推進

【機関名】 県警察本部少年課、県警察本部組織犯罪対策第二課

【事業の概要】

『県警察本部少年課』

薬物乱用は、薬への依存性から再犯率が高く、重大事件を引き起こす温床となり得るので、薬物禍に陥る少年に対する効果的な立ち直り支援を推進する。

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

関係機関と連携を図り、立ち直り支援の環境を整えるほか、再乱用防止パンフレットを閲覧・配付するなどして、被疑者の再乱用防止を支援する。

【実施結果及び評価・考察】

『県警察本部少年課』

薬物乱用少年のうち、支援対象となる少年はおらず、支援活動はなかった。

インターネットの普及等により薬物の入手が容易化しており、少年が薬物にてを染めるケースがあることから、薬物事犯における少年の検挙・補導活動と効果的な広報啓発活

動を精力的に推進することとする。

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

保護観察所等と連携の上、立ち直り支援に従事したほか、執行猶予判決が見込まれる薬物乱用者に対し、再乱用防止パンフレットを閲覧・配付した。

立ち直り支援の重要性を認識し、関係機関と連携を図りながら活動を継続する。

対策 6 薬物依存症者に対する地域支援体制の強化

1 個別目標と各種事業

個別目標
<p>① 薬物依存症者の支援者を対象とした研修会を開催し、依存症等の理解を深めることで、地域支援体制を強化する。</p> <p>② 更生保護に欠かせない保護司を確保・育成する。</p> <p>③ 依存症治療拠点機関及び専門医療機関等にコーディネーターを配置し、依存症の相談支援体制及び医療提供体制の整備を推進する。</p> <p>④ 薬物依存症問題に取り組む民間支援団体による活動を支援する。</p> <p>⑤ 民間支援団体や関係機関等による密接なネットワーク体制を構築し、薬物依存症者への支援を充実させる。</p>
各種事業
<p>【取組 6-1】 薬物依存症者の支援者を対象とした研修会等の開催</p> <p>【取組 6-2】 保護司の確保育成事業</p> <p>【取組 6-3】 専門医療機関等における医療提供体制等の整備推進</p> <p>【取組 6-4】 薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業</p> <p>【取組 6-5】 更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実</p> <p>【取組 6-6】 薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供</p> <p>【取組 6-7】 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携</p> <p>【取組 6-8】 薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間支援団体・関係機関等との連携強化</p>

2 施策の実施状況

<p>【取組 6-1】 薬物依存症者の支援者を対象とした研修会等の開催</p>
<p>【機関名】 県保健福祉部精神保健福祉センター</p>
<p>【事業の概要】 依存症全般に関する研修会等の開催</p>
<p>【実施結果及び評価・考察】 依存症関連問題として研修ⅠとⅡの2回行った。研修Ⅰでは、本人理解を深めることに焦点をあて、依存症の基礎知識や当事者への地域支援に係る支援者としての心構えについて講義と当事者の体験談発表を実施した。当事者からのメッセージでは、NA仙台グループの方から体験談を公表いただいた。研修Ⅱでは、依存症の当事者の理解をより深めるための事例検討を体験する、対面式での研修を実施した。 受講者の申し込み数も多く、多方面で依存症の支援が身近になっていることが分かつ</p>

た。

研修内容について、満足と回答した者が研修Ⅰで7割、研修Ⅱで9割おり、依存症の当事者理解が深まった。

【取組 6-2】 保護司の確保育成事業

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

保護司活動におけるデジタルの活用及びその基盤整備を推進する。

保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会（インターンシップ）を提供する。

【実施結果及び評価・考察】

保護司専用ホームページ（H@）の活用等に関する研修を県内 17 地区保護司会で実施した。また、保護司活動インターンシップや保護司候補者検討協議会を県内各地で開催し、45 人が新たに保護司として委嘱された。

保護司専用ホームページ（H@）を報告書の提出や研修等に活用する保護司が増加した。

【取組 6-3】 専門医療機関等における医療提供体制等の整備推進

【機関名】 県保健福祉部精神保健推進室

【事業の概要】

専門医療機関増加に向けた調整や取組を実施するほか、依存症治療拠点及び専門医療機関にコーディネーターを配置し、依存症患者及び家族等を支援する。

【実施結果及び評価・考察】

依存症患者や家族に対して、アセスメントや治療の動機付け、心理教育等を実施した。また、市町村や保健所、地域の医療機関関係職員等を対象に、依存症患者や家族の回復支援に係る必要な助言・指導等を行った。

本県における依存症の相談支援体制及び医療提供体制の整備につながっているものと考えられる。

【取組 6-4】 薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業

【機関名】 県保健福祉部精神保健推進室

【事業の概要】

依存症関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する（補助率 10/10、補助上限額 20 万円）。

【実施結果及び評価・考察】

NPO法人仙台ダルク・グループが開催する薬物依存症対策フォーラムに対して補助を行い、普及啓発活動を支援した。

民間団体の活動支援を行うことで、相談窓口の周知と充実につながるものと考えられるため、今後も継続していく。

【取組 6-5】 更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

更生保護施設の一室を自助グループのミーティング会場として提供し、薬物事犯対象者が地域の支援につながるような環境を整える。

【実施結果及び評価・考察】

更生保護施設に薬物事犯対象者を4人委託保護したほか、同施設で開催する自助グループのミーティングに薬物事犯対象者延べ15人が参加した。

更生保護施設を会場とする自助グループのミーティングを休日に開催することにより、就労との両立を図ることができる。

【取組 6-6】 薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供

【機関名】 県精神保健福祉センター

【事業の概要】

薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供

【実施結果及び評価・考察】

薬物依存症地域支援者ネットワーク連絡協議会への参加の他、随時、依存症支援にかかわる医療、行政から意見を伺いながら、情報収集を行った。また、保護観察所主催の薬物問題講習会に参加し、センターの事業について、情報提供を行った。

薬物依存症地域支援者ネットワーク連絡協議会への参加では、行政、司法、医療機関、当事者団体等各関係機関の担当が出席しており、各機関の取組み状況を把握でき、また、当センターの事業の情報提供をし、当センターの取組みを知ってもらう良い機会となっている。

【取組 6-7】 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援について、共有すべき基本的な事項を定め、関係機関相互のより緊密な連携を図るため協議会等を開催する。

【実施結果及び評価・考察】

薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会を年間10回開催し、薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援・連携の在り方について協議を行った。また、各機関と連携したケースの情報共有や事例検討を行うと共に、当事者の体験談を聴く場面も数回設け薬物依存症の理解に努めた。そのほか、支援機関の連絡先を掲載したリカバリーカードの活用方法について協議するなどし、支援を必要とする当事者へつながるよう取り組んだ。

引き続き効果的な連携の在り方を検討しつつ、役割を明確にするなど事案に応じた円滑な協力体制を構築していきたい。

【取組 6-8】 薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間支援団体・関係機関等との連携強化

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

薬物事犯保護観察対象者等に地域における必要な援助等を受けさせることにより、その改善更生を図るため、民間支援団体における薬物依存回復訓練施設としての登録、委託を促進する。

【実施結果及び評価・考察】

薬物依存回復訓練施設として2団体の登録を更新すると共に、同団体によるグループミーティングに多くの対象者が参加した。

より地域の支援団体の支援につながるきっかけになったと思われることから、引き続き民間支援団体への薬物依存回復訓練の委託を行うことを積極的に検討する

3 関係資料

表 2-6-1 国内における覚醒剤事犯対象者の保護観察期間中の再犯者率等

	H29 年	H30 年	H31・R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
保護観察終了者（人）	4,485	4,532	4,415	4,821	4,811	4,914	4,363	4,529
うち再犯を引き起こした対象者（人）	190	205	312	387	415	380	280	402
うち同種再犯を引き起こした対象者（人）	124	138	218	291	314	262	181	359
再犯者率（％）	4.2	4.5	7.1	8.0	8.6	7.7	6.4	8.8
同種再犯者率（％）	2.8	3.0	4.9	6.0	6.5	5.3	4.1	7.9

- 注 1 保護統計年報による。
 2 本表において「覚醒剤事犯対象者」とは、保護観察に付される理由となった主な犯罪名又は非行名が覚醒剤取締法違反である者をいう。
 3 「再犯を引き起こした対象者」とは保護観察期間中、非行又は犯罪により、再処分に処せられた対象者をいう。
 4 「同種再犯を引き起こした対象者」とは保護観察期間中、覚醒剤取締法違反の非行又は犯罪により、再処分に処せられた対象者をいう。
 5 「再犯者率」とは、「保護観察終了人員」に対する「期間中に再犯を引き起こした対象者」の人員の比率である。
 6 「同種再犯者率」とは、「保護観察終了人員」に対する「同種再犯を引き起こした対象者」の人員の比率である。

表 2-6-2 国内における覚醒剤事犯対象者（少年）の保護観察期間中の再犯者率等

	H29 年	H30 年	H31・R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
保護観察終了者（人）	89	90	74	95	64	73	59	76
うち再犯を引き起こした対象者（人）	12	9	5	9	9	7	4	9
うち同種再犯を引き起こした対象者（人）	9	5	4	4	5	4	2	4
再犯者率（％）	13.5	10.0	6.8	9.5	14.1	9.6	6.8	11.8
同種再犯者率（％）	10.1	5.6	5.4	4.2	7.8	5.5	3.4	5.2

- 注 1 保護統計年報による。
 2 各用語の定義は、表 2-6-1 の注 2～6 に同じ。

表 2-6-3 本県における覚醒剤事犯対象者の保護観察期間中の再犯者率等

	H29 年	H30 年	H31・R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
保護観察終了者（人）	48	37	40	49	50	53	40	41
うち再犯を引き起こした対象者（人）	3	2	5	6	5	5	5	2
うち同種再犯を引き起こした対象者（人）	3	0	5	6	5	3	5	1
再犯者率（％）	6.3	5.4	12.5	12.2	10.0	7.5	12.5	4.8
同種再犯者率（％）	6.3	0.0	12.5	12.2	10.0	5.7	12.5	2.4

- 注 1 仙台保護観察所の調査による。
 2 本表において「覚醒剤事犯対象者」とは、保護観察受理時に「覚醒剤事犯対象者」の類型に認定されたものをいう。
 3 「保護観察終了者」には、他庁への保護観察事件移送で終了した者を含まない。
 4 その他の用語の定義は、表 2-6-1 の注 3～6 に同じ。

第 3 章

基本目標 3 指導・取締り・水際対策の徹底による薬物の不正流通防止

薬物のほとんどが外国から密輸されたものであるため、水際対策を強化するとともに県内での密売・不正流通を取り締まることを目的とする。

対策 7 違法薬物の取締り徹底及び監視指導の強化

1 個別目標と各種事業

個別目標

- ① 末端乱用者に対する取締りを徹底し、需要の根絶を図る。
- ② 関係機関相互の密な情報共有、連携強化により、密売組織等の効率的な情報収集及び徹底検挙を図る。
- ③ 暴力団や外国人密売組織の関与する薬物犯罪の取締りを徹底し、壊滅を図る。
- ④ 関係法令を駆使し、薬物犯罪収益の徹底した剥奪を推進する。
- ⑤ 不正栽培及び自生する大麻・けしの発見、除去により撲滅を図る。
- ⑥ 違法薬物等の供給遮断に努め、宮城県内から違法薬物等に起因する健康被害をなくす。

各種事業

- 【取組 7-1】 末端乱用者の徹底検挙と環境浄化
- 【取組 7-2】 規制薬物等薬密売組織の実態解明、情報収集及び取締りの徹底
- 【取組 7-3】 暴力団犯罪における薬物犯罪との関連性を念頭に置いた捜査の推進
- 【取組 7-4】 麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪
- 【取組 7-5】 不正大麻・けし撲滅運動
- 【取組 7-6】 特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視指導等の強化
- 【取組 7-7】 宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化
- 【取組 7-8】 違法薬物の指導取締り強化
- 【取組 7-9】 麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有

2 施策の実施状況

【取組 7-1】 末端乱用者の徹底検挙と環境浄化

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県警察本部組織犯罪対策第二課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

乱用者の検挙と突き上げ捜査を実施

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

薬物末端乱用者の徹底検挙と密売組織の中枢に迫る捜査の推進

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

末端乱用者を検挙するとともに、その周辺者への捜査を実施することで環境浄化に努めた。乱用者本人のみならず関係者も検挙し、再乱用防止事業と連携し環境浄化を行った。

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

関係機関と連携し、末端乱用者を徹底検挙したほか、密売組織の壊滅に向けた捜査を推進した。

末端乱用者及び密売人の検挙を足掛かりとして、薬物密売組織の実態解明・壊滅、さらには環境浄化に努める。

【取組 7-2】 規制薬物等密売組織の実態解明、情報収集及び取締りの徹底

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県警察本部組織犯罪対策第二課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

密売事犯の検挙

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

薬物密売組織の実態解明・壊滅に向けた情報収集及び取締りの強化を徹底する。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

SNSを用いた密売人を警察と協力して摘発するとともに、継続的にサイバーパトロールを実施して密売情報を収集した。

薬物犯罪についてもSNSを用いた犯罪が増えていることから、サイバーパトロールを実施して捜査を行う必要がある。

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

情報収集や突き上げ捜査を徹底し、密売組織の実態解明を図ったほか、組織壊滅に向け、各種捜査を推進した。

継続して他県警察や他の捜査・調査機関と連携した取締りを推進し、密売組織の壊滅を図る。

【取組 7-3】 暴力団犯罪における薬物犯罪との関連性を念頭に置いた捜査の推進

【機関名】 県警察本部組織犯罪対策第一課

【事業の概要】

薬物事犯は、暴力団組織構成員及び匿名流動型犯罪グループ（以後匿流グループ）の資金獲得犯罪の1つであることから、各種事件で検挙した暴力団構成員及び匿流グループの背後に薬物事犯が潜在するという意識を持ち、広範囲かつ綿密な捜索、積極的な採尿等を実施するとともに、組織犯罪対策第二課と連携した突き上げ捜査を推進して、違法薬物密売ルートや資金の流出経路等の実態解明及び封圧に務める。

【実施結果及び評価・考察】

組織犯罪対策第二課と連携の上、各種捜査を展開した結果、令和6年の暴力団及び匿流グループによる薬物事犯を多数検挙した。また、暴力団幹部を頂点とする組織的な薬物密売事案を検挙したことで、密売組織を壊滅させるとともに県内における薬物まん延防止及び犯罪組織の資金源封圧に一定の効果を上げた。

暴力団構成員及び匿流グループメンバー等による薬物事犯検挙を端緒として、関係する薬物乱用者の割出し・検挙、薬物密売組織の壊滅及び薬物供給ルートの遮断など一定の効果が得られた。

【取組 7-4】 麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪

【機関名】 仙台地方検察庁、東北厚生局麻薬取締部、県警察本部組織犯罪対策第二課

【事業の概要】

『仙台地方検察庁』

犯罪により生じた収益にかかる没収・追徴規定及びその保全制度を十分活用し、犯罪収益等の剥奪の徹底を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物犯罪収益の剥奪による、薬物密売組織を弱体化させる。

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

没収保全命令等による薬物犯罪収益等の剥奪

【実施結果及び評価・考察】

『仙台地方検察庁』

公判において、裁判所に対して没収保全の請求を行うなど、確実に没収又は追徴が可能となるよう努め、犯罪収益剥奪の徹底を図ることができた。

引き続き、警察を初めとした関係機関と連携し、組織犯罪処罰法を適用して事件の処理前に裁判所に対して没収保全の請求を行うなど、犯罪収益剥奪の徹底を図る必要がある。

『東北厚生局麻薬取締部』

麻薬取締部単独の捜査では、令和6年の実績はないが、今後も密輸・密売組織の弱体化のため積極的な活用を目指す。

組織犯罪対策に有効な手段であることから、活用を視野に入れて捜査を進めたい。

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

関係機関と連携の上、業としての不法輸入等、没収保全、追徴保全等の薬物犯罪収益等の剥奪に向けた捜査を推進した。

薬物犯罪は暴力団などの犯罪組織の大きな資金源となっていることから、資金ルートの解明を図り、犯罪収益の剥奪を念頭においた捜査を推進する。

【取組 7-5】 不正大麻・けし撲滅運動

【機関名】 県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

栽培が禁止されているけしや自生あるいは乱用のために栽培されている大麻を撲滅するため、これらの不正大麻・けしの発見、除去を行うとともに、大麻やけしに関する正しい知識の普及のための広報啓発を行う。

【実施結果及び評価・考察】

毎年5月1日頃から7月中旬まで、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、啓発活動を行っている。啓発活動として、各市町村や関係機関、関係団体に720枚のポスター、2,300部のパンフレットを配布した。また、県内各地で自生した不正けしを抜去処分した。植えてはいけなけしが自生していた場所の土地所有者に対しては、翌年以降けしが自生した場合速やかに抜去するように指導した。

抜去実績

	大麻	けし
H31・R1年度	8本	7,217本
R2年度	21本	10,152本
R3年度	0本	5,509本
R4年度	0本	12,831本
R5年度	0本	16,828本
R6年度	0本	26,126本

【取組 7-6】 特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視指導等の強化

【機関名】 県環境生活部消費生活・文化課

【事業の概要】

消費者から寄せられる相談等情報をもとに、販売業者が特定商取引法や消費生活条例に違反していないか監視する。

また、薬物乱用対策に必要な情報を覚知した場合は、関係機関と速やかに情報共有する。

【実施結果及び評価・考察】

薬物乱用に係る相談や情報等はなかった。

消費者から寄せられる相談等情報に留意し、薬物乱用対策が必要な情報を覚知した場合は、関係機関と速やかに情報共有し、適切な対応に努める。

【取組 7-7】 宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化

【機関名】 県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」第13条に基づき、興奮や幻覚等、人体への精神毒性を有し、かつ、県内で現に濫用され、又は濫用されるおそれがある物質として知事指定薬物を指定する際に、宮城県指定薬物審査会を開催し、審査委員に知事指定の妥当性について意見を聴く。知事指定薬物の指定により、県内に危険ドラッグが流入するのを阻止する。

【実施結果及び評価・考察】

県では平成27年10月に施行された「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、これまで累計69物質を知事指定薬物として指定し、他県等からの薬物流入抑止を図った。

今後も知事指定薬物として指定を積極的に行っている東京都や大阪府と連携し、迅速に知事指定薬物として指定を行い、危険ドラッグ流入の阻止を図っていく。

宮城県指定薬物審査会開催状況

開催年度	知事指定薬物数
H27年度	12物質
H28年度	14物質
H29年度	11物質
H30年度	2物質
H31・R1年度	3物質
R2年度	6物質
R3年度	3物質
R4年度	7物質
R5年度	5物質
R6年度	6物質

【取組 7-8】 違法薬物の指導取締り強化

**【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県警察本部組織犯罪対策第二課、
県保健福祉部薬務課**

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』
指定薬物の取締り強化

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

危険ドラッグなどの違法薬物が県内に流入・蔓延しないよう関係機関と連携の上、指導取締りを強化する。

『県保健福祉部薬務課』

関係機関と連携し、危険ドラッグ販売店の撲滅と県民の健康被害を防止するため、指導取締りを強化する。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

危険ドラッグ販売店舗として認定した店舗に対して警察・県と協力して立入検査を実施し、令和6年12月閉店を確認した。

新たな店舗等を確認したら警察や県と情報を共有し監視を行う。

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

関係機関と連携の上、危険ドラッグ販売店に対する立入りを繰り返し実施した結果、同店を閉店に追い込んだ。

危険ドラッグによる健康被害を防止するため、関係機関と連携の上、実態把握を継続する。

『県保健福祉部薬務課』

関係機関と連携し、危険ドラッグ販売業者への立ち入り検査を実施した。

今後も健康被害発生を防止するため、関係機関と連携し、情報共有及び立入を実施する。

【取組 7-9】 麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部

【事業の概要】

管内各取締機関との情報共有

【実施結果及び評価・考察】

令和6年度北海道・東北地区麻薬取締協議会を青森市にて開催し、検察庁・警察庁、管区警察局・管内各県警察・税関・海上保安本部・出入国在留管理局・米国麻薬取締局・米空軍特別捜査局・米海軍犯罪捜査局等合計42機関と、薬物情勢について情報共有した。

3 関係資料

表 3-7-1 国内における覚醒剤事犯の検挙件数・人員数

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
件数(件)	14,496	14,289	12,155	12,292	11,809	9,012	8,603	9,202
人数(人)	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970	6,289	6,073	6,306

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 3-7-2 国内における覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員数

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
大麻事犯(人)	3,218	3,762	4,570	5,260	5,783	5,546	6,703	6,342
麻向法事犯(人)	505	528	558	638	639	783	1,033	1,382
あへん事犯(人)	12	2	2	15	16	3	6	10

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

注1 「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法

注2 令和6年12月12日以降、大麻は麻薬及び向精神薬取締法における麻薬として規制されることとなったが、同月12日から31日までに麻薬及び向精神薬取締法違反として検挙した人員については「大麻」の項目へ計上し、「麻薬・向精神薬」の項目から除外している。

表 3-7-3 国内における薬物押収量

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
覚醒剤(kg)	1,136.6	1,206.7	2,649.7	824.4	998.7	475.3	1,601.6	1,473.3
乾燥大麻(kg)	270.5	337.3	430.1	299.1	377.2	330.6	850.0	452.3
大麻濃縮物(kg)						90.0	56.5	147.7
大麻樹脂(kg)	21.9	3.1	14.8	3.6	2.9	5.6	1.0	11.8
コカイン(kg)	11.6	157.4	639.9	821.7	15.1	42.8	56.2	301.4
ヘロイン(kg)	70.3	0.0	16.7	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0
あへん(kg)	0.0	0.0	0.0	0.0	5.8	-	0.0	2.5
MDMA等錠剤型合成麻薬(錠)	3,244	12,307	73,915	106,308	80,623	95,614	169,743	232,509

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

注 「0.0」とあるのは、押収量が微量であったことを表す。

表 3-7-4 国内における覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
検挙人員(人)	10,284	10,030	8,730	8,654	7,790	6,289	6,073	6,306
暴力団関係者数(人)	4,796	4,687	3,777	3,592	3,058	2,200	1,970	1,760
構成比(%)	46.6	46.7	43.3	41.5	38.3	35.0	32.4	27.9

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 3-7-5 本県における薬物事犯別検挙人員数

薬物名	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
覚醒剤	137	90	89	100	96	68	88	78
大麻	33	50	48	61	44	59	49	54
不正けし	0	0	0	0	0	0	0	0
麻薬	9	15	9	5	11	8	5	7
シンナー・トルエン	4	9	2	4	1	4	0	4
向精神薬	12	0	0	0	0	1	0	0
指定薬物	2	2	0	0	0	3	3	10
合計	197	166	148	170	152	143	145	153

出典：東北厚生局麻薬取締部・県警察本部組織犯罪対策第二課・宮城海上保安部(県薬務課集計)調べ

表 3-7-6 本県における薬物別事犯検挙件数

薬物名	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
覚醒剤	190	138	130	150	128	91	106	121
大麻	36	71	67	72	55	72	59	63
不正けし	0	0	0	0	0	0	0	0
麻薬	11	13	14	4	15	11	7	8
シンナー・トルエン	7	9	4	4	1	4	0	5
向精神薬	5	0	0	0	0	1	1	0
指定薬物	6	2	0	0	0	3	3	11
合計	255	233	215	230	199	182	175	208

出典：東北厚生局麻薬取締部・県警察本部組織犯罪対策第二課・宮城海上保安部(県薬務課集計)調べ

表 3-7-7 本県における薬物別押収量

薬物名	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
覚醒剤 (g)	72.348	100.794	71.294	1,051.718	58.45	3,458.504	1,599.484	204.688
覚醒剤水溶液 (mL)	238	0	0.3	0	0	0	0	0
乾燥大麻 (g)	865.964	67.608	1,831.0969	4,073.942	556.139	613.194	1,933.154	600.78
大麻濃縮物 (g)						986.06	1.676g	59.091
大麻樹脂 (g)	0	2.73	21.653	0.393	2,388.314	0	3.116	0
大麻草 (本、g)	6本 0g	22本 0g	5本 278.952g	295本 194.600g	15本 0.33g	17本 21.75g	0本 0g	75本 2482.879g
ヘロイン (g)	0.98	0	0	0	0	0	0	0
コカイン (g)	0	0	0	0	0	0.312	0.072	0.353
MDMA (錠、g)	0錠 6.99g	2錠 0g	41錠 0g	14錠 0g	466錠 64.26g	1錠 0.52g	1,005錠 450.801g	0錠 0g
LSD (錠、g)	1錠 0g	1錠 0g	17錠 0g	17錠 0g	0錠 0g	7錠 0.106g	0錠 0g	1錠 2.58g
ケタミン (g)							199.13	0
向精神薬 (cap・錠)	0	500	0	0	0	66	0	0
指定薬物 (g、ml、個、錠)	192.759g 0ml 0個,0錠	36.51g 0ml 4個,4錠	50.65g 0ml 0個,0錠	26.49g 0ml 0個,0錠	0g 0ml 0個,0錠	40.73g 0ml 0個,0錠	0g 0ml 0個,0錠	24.409g 0ml 0個,0錠
上記以外の麻薬 (g)								113.5g

出典：東北厚生局麻薬取締部、県警察本部組織犯罪対策第二課、宮城海上保安部、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署(県薬務課集計)調べ

表 3-7-8 本県における薬物別事犯検挙人員に占める暴力団関係者数と割合

		H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
覚醒剤	検挙人員（人）	137	90	89	100	96	68	88	78
	暴力団関係者数（人）	67	49	61	57	57	42	50	40
	構成比（％）	48.9	54.4	68.5	57.0	59.4	61.8	56.8	51.3
大麻	検挙人員（人）	33	50	48	61	44	59	49	54
	暴力団関係者数（人）	3	9	7	6	7	10	15	7
	構成比（％）	9.1	18.0	14.6	9.8	16.0	16.9	30.6	13.0
麻薬	検挙人員（人）	9	7	9	5	11	8	5	7
	暴力団関係者数（人）	0	0	0	0	2	1	0	0
	構成比（％）	0	0	0	0	18.2	12.5	0	0

出典：東北厚生局麻薬取締部、県警察本部組織犯罪対策第二課、宮城海上保安部（県薬務課集計）調べ

対策 8 水際対策の徹底

1 個別目標と各種事業

個別目標
① 入管法に基づく薬物関係外国人の強制退去、偽変造文書等対策の厳格かつ的確な実施により薬物密輸入を阻止する。 ② 各関係機関の連携強化により、効率的な情報収集及び共有を図るとともに、積極的な合同捜査を実施し、水際取締りを徹底する。
各種事業
【取組 8-1】 海事関係者に対する指導・啓発活動 【取組 8-2】 関係機関の連携強化 【取組 8-3】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集、監視艇等を活用した取締りの徹底 【取組 8-4】 港湾関係者からの情報及び事前情報等に基づく取締り、貨物検査の強化 【取組 8-5】 航空関係者からの情報収集、不正薬物密輸入事件等の分析 【取組 8-6】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施 【取組 8-7】 出入国管理及び難民認定法第 2 4 条第 4 号チに規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実

2 施策の実施状況

【取組 8-1】 海事関係者に対する指導・啓発活動
【機関名】 宮城海上保安部
【事業の概要】 フェリー乗組員等の海事関係者に対し、危険ドラッグ等の薬物が人体に及ぼす影響や船内における乱用者への対応に関する講習会を実施すると共に、情報提供を呼びかけ、薬物事犯の対応に万全を期す。
【実施結果及び評価・考察】 フェリー乗組員等の海事関係者に対する講習会は実施出来なかったものの、不審事象発見時の情報提供の呼びかけをするとともに、旅客ターミナルにおける警戒を実施した。 過去、フェリー乗組員からの情報を端緒として、違法薬物船内所持の摘発に至った事例もあり、引き続き、海事関係者に対する指導、啓発活動等を実施し、薬物事犯の対応に万全を期す。

【取組 8-2】 関係機関の連携強化

【機関名】 仙台地方検察庁、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署、東北厚生局麻薬取締部、宮城海上保安部、県警察本部組織犯罪対策第二課

【事業の概要】

『仙台地方検察庁』

関係機関主催の協議会等に参加し、情報の交換を行う。

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

関係機関との人事交流、密輸入対策会議の開催、研修等への相互派遣及び不正薬物密輸入を想定した合同訓練を実施する。

『横浜税関仙台空港税関支署』

薬物取締に関する意見交換や連絡体制をについて意識合わせを行うなどして、関係取締機関との連携強化を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』

積極的な合同捜査の実施

『宮城海上保安部』

仙台塩釜港及び石巻港に入港する外国船に対し、関係取締機関と連携して、綿密な立入検査を実施することにより、本邦への薬物等の密輸を未然に防止する。

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

関係する都道府県警察や取締機関と連携し、薬物密売組織の実態解明と取締り、水際対策を強化する。

【実施結果及び評価】

『仙台地方検察庁』

各種協議会等に参加し、関係機関と積極的に情報交換を行った結果、水際対策等の情報の共有を図ることができたほか、連携して適切な捜査等を行うことができた。

引き続き関係機関と情報交換等を行い、連携を密にして適切な捜査・公判の遂行について協力を得られるよう努める必要がある。

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

関係機関との人事交流、合同訓練、研修会への講師派遣及び情報共有を実施し、連携強化を図った。

継続的に関係機関と共同で検査・訓練を実施したい。また、人事交流や情報共有を継続実施して連携を強化していく。

『横浜税関仙台空港税関支署』

関係取締機関と薬物取締に関する意見交換を行うとともに、連絡体制について意識合わせを行い、連携強化を図った。

不正薬物の水際取締を強化するには関係取締機関との連携が重要であることから、今後も継続して連携の強化を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』

宮城県警察との合同捜査で覚醒剤密売事件1件、大麻栽培事件1件を摘発した。山形県警察と合同でSNSを用いた覚醒剤、大麻、麻薬密売事件1件を摘発した。

今後とも関係機関との連携を強化して広域事件や密輸事件の捜査に当たりたい。

『宮城海上保安部』

外国船に対し、関係取締機関と合同での立入検査を通年実施し、各機関との情報共有を密にすることで、本邦への薬物等の密輸を防止し、水際対策の徹底を図った。

関係機関との連携強化を図るとともに厳密な立入検査を実施することで、一定の抑止効果があった。また、薬物事犯の摘発には、関係機関との連携強化が重要であることから、積極的に情報交換を実施し、強固な連携の維持に努める。

『県警察本部組織犯罪対策第二課』

各捜査・調査機関と合同・共同捜査を展開し、薬物密売事件被疑者を検挙した。
今後も各捜査・調査機関と連携を密にし、情報共有の上、水際対策を推進する。

【取組 8-3】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集、監視艇等を活用した取締りの徹底

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署

【事業の概要】

不正薬物等の洋上取引対策として、県内の各漁協等関係者に、税関の不正薬物等に関する取締り等の取組みを周知し、理解を得ることで情報収集の強化を図る。

また、監視艇を使用した海上巡回、取締り、各漁港等への陸上巡回頻度を増やして不正薬物の密輸入防止強化を図る。

【実施結果及び評価・考察】

県内の各漁業関係者に情報提供依頼パンフレットを配布し、税関の取締りに対する理解を深めてもらうとともに、密輸情報提供依頼を行った。

また、監視艇による漁港周辺海域に対する海上巡回及び車両による漁港巡回並びに情報収集を実施した。不正薬物関連ではないが、漁協関係者より税関での輸出申告に必要な他法令に係る情報を入手することができた。

情報提供依頼及び海上及び陸上巡回による取締りを実施したことにより、更なる情報の提供及び通報体制の強化が図られた。

【取組 8-4】 港湾関係者からの情報及び事前情報等に基づく取締り、貨物検査の強化

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署

【事業の概要】

港湾関係者が開催する協議会等において引き続き情報提供を依頼すると共に、X線検査装置等の取締検査機器を効果的に活用して検査の強化を図る。

【実施結果及び評価・考察】

港湾関係者からの不審情報の提供はあったが、不正薬物発見につながるものはなかった。密輸関連情報を精査して輸入貨物検査を継続して実施した。

不正薬物に関する情報はなかったが、密輸関連情報精査による輸入貨物検査の強化を図ったほか、港湾関係者に対し、不正薬物の国内流入阻止の必要性を訴えることができた。

【取組 8-5】 航空関係者からの情報収集、不正薬物密輸入事件等の分析

【機関名】 横浜税関仙台空港税関支署

【事業の概要】

関係機関及び関係者から情報収集を行うとともに不正薬物密輸入事件の分析を行い、分析結果に基づいた効果的な水際取締を実施する。

【実施結果及び評価・考察】

窓口訪問や会議等の機会を利用し、関係機関及び関係者から情報収集に努め、過去の摘発事例や他空港の密輸入事件を参考に、注意すべき手口や傾向などの分析を行った。

効果的な水際取締を行うには、情報の収集・分析に基づいた取締が不可欠であり、今後も継続していく。

【取組 8-6】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施

【機関名】 仙台出入国在留管理局

【事業の概要】

県内空海港において個人識別情報（指紋及び顔写真）を活用した厳格な入国審査を実施するとともに、旅券等の鑑識を確実に実施し、偽変造文書を行使して不法入国しようとする薬物法令違反外国人等の入国を水際で阻止する。

【実施結果及び評価・考察】

令和4年12月以降、仙台空港における旅客便運航再開以降、個人識別情報を活用した厳格な入国審査及び偽変造文書鑑識等を確実に実施しており、薬物法令違反に係る外国人の上陸拒否事案は発生していない。

関係機関と連携を図りつつ、今後も継続して厳格かつ的確な入国審査を実施する必要がある。

【取組 8-7】 出入国管理及び難民認定法第24条第4号チに規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実

【機関名】 仙台出入国在留管理局

【事業の概要】

覚醒剤取締法等の薬物関係法令違反により有罪判決が確定した外国人については、出入国管理及び難民認定法第24条第4号チに規定する退去強制事由に該当し、判決確定後速やかに退去強制手続を行う必要があることから、これら外国人に関する関係機関からの通報に係る連絡・対応体制の充実等、更なる連携強化を図る。

【実施結果及び評価・考察】

これまで関係機関との間で構築してきた通報・受理体制が継続して運用されたことで、薬物関係法令違反で退去強制事由に該当した外国人の退去強制手続を行う上で支障はなかった。

今後も継続して各関係機関との連携の強化に努め、厳格かつ確実な退去強制手続の遂行を継続して図っていく。

対策 9 正規流通麻薬、向精神薬、市販薬等の適正な管理

1 個別目標と各種事業

個別目標
<p>① 麻薬業務所に対する年間立入検査率を 35 %以上とし、医療用麻薬、向精神薬等の適正管理を徹底させる。</p> <p>② 国と県は一層連携し、正規流通麻薬等の適正な管理について、医療機関等に対し指導監督していく。</p> <p>③ 麻薬、向精神薬等の適正使用推進のための研修会等を通じて、法令違反を防止する。</p> <p>④ 偽造・変造処方箋が発見された際には、薬剤師会・医師会と速やかに情報共有し、医薬品の不正入手の防止を図る。</p> <p>⑤ 濫用等のおそれのある医薬品の販売方法について法令遵守を徹底させ、市販薬の販売体制適正化を促す。</p>
各種事業
<p>【取組 9-1】 麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有用性活用のための監視・指導</p> <p>【取組 9-2】 市販薬販売に係る法令遵守の徹底</p> <p>【取組 9-3】 医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供</p> <p>【取組 9-4】 労働安全衛生法に基づく有機溶剤の適切な使用・管理指導</p>

2 施策の実施状況

<p>【取組 9-1】 麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有用性活用のための監視・指導</p>
<p>【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課</p>
<p>【事業の概要】</p> <p>『東北厚生局麻薬取締部』 医療用麻薬等の横流し等に対する監視</p> <p>『県保健福祉部薬務課』 麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等に基づき、医療機関等の立入検査を実施し、麻薬等の譲受け・譲渡し等について必要な監視を行うとともに、適切な保管、管理指導を行う。</p>
<p>【実施結果及び評価・考察】</p> <p>『東北厚生局麻薬取締部』 不正流通防止のため、管内麻薬等製造業者、元卸売業者、医療機関等に対する立入検査を実施した。</p>

不正流通防止のため、過去に発生した事故や不正事犯の事例を麻薬、向精神薬取扱者に示しつつ、継続的に立入検査を実施し、監視指導を徹底する。

『県保健福祉部薬務課』

麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等に基づき、関係業務所等の立入検査を実施し、麻薬等の不正使用等の防止に努めた。

令和6年度の麻薬業務所数は1,903件で、立入検査実施業務所数は577件であった。年間立入検査率は、30.3%であった。違反を指摘された麻薬業務所は31件と、令和5年度(40件)から減少した。

麻薬業務所立入検査状況

	麻薬業務所数 (件)	立入検査実施業務所数 (件)	年間立入検査率 (%)
H31・R1年度	1,744	652	37.4%
R2年度	1,776	652	36.7%
R3年度	1,837	541	27.3%
R4年度	1,885	577	30.6%
R5年度	1,888	724	38.3%
R6年度	1,903	577	30.3%

【取組 9-2】 市販薬販売に係る法令遵守の徹底

【機関名】 県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

薬局・ドラッグストアの立入検査の際に、濫用等のおそれのある医薬品に係る医薬品医療機器等法遵守状況を確認し、指導を行う。

【実施結果及び評価・考察】

県では、薬局・ドラッグストアの立入検査時に、濫用等のおそれのある医薬品に係る以下の法令遵守の適合状況を確認した。

- ・ 購入者が若年者（高校生、中学生等）である場合は、その氏名や年齢を確認しているか（適合率 93.2%）。
- ・ 購入者が同じ医薬品を他店で買っていないか、すでに所持していないか確認しているか（適合率 87.2%）。
- ・ 原則一人1包装。複数の購入希望があった場合に理由、使用状況などを確認しているか（適合率 95.5%）。

また、仙台市では、市内薬局・医薬品店舗販売業 228 施設に立入検査を実施し、厚生労働大臣が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」の販売体制について監視指導を実施した。さらに、乱用目的のために市内医薬品店舗販売業で購入した医薬品を過剰摂取したとの情報を入手したため、「仙台市メール配信サービス」により注意喚起を行った。

県及び仙台市では、立入検査時には引き続き遵守状況を確認し、遵守できていない施設については指導を行う。

【取組 9-3】 医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

医療用麻薬等の横流し等に対する監視

『県保健福祉部薬務課』

医師、獣医師、薬局、医療機関等を対象とした研修会の開催や、各団体からの講師依頼に基づき、麻薬等の適正使用について、引き続き周知する。

【実施結果及び評価】

『東北厚生局麻薬取締部』

不正流通防止のため、管内麻薬等製造業者、元卸売業者、医療機関等に対する立入検査を実施した。

不正流通防止のため、過去に発生した事故や不正事犯の事例を麻薬、向精神薬取扱者に示しつつ、継続的に立入検査を実施し、監視指導を徹底する。

『県保健福祉部薬務課』

県では、薬務課ホームページや「麻薬適正使用の手引き」により医療機関、薬局、卸売販売業者に対し、適正な取扱いについて周知を行った。

また、仙台市では、市内の医薬品店舗販売業者に係る研修会、仙台市薬事研修会において、薬物乱用防止に関する研修を行った。

【取組 9-4】 労働安全衛生法に基づく有機溶剤の適切な使用・管理指導

【機関名】 宮城労働局

【事業の概要】

有機溶剤等を使用している事業者等に対する、労働安全衛生関係法令に基づく、適正な溶剤使用・保管等に関する事項の指導及び相談等対応。

【実施結果及び評価・考察】

有機溶剤を使用している事業者等に対して、適正な使用等の指導及び相談を実施した。

3 関係資料

表 3-9-1 国内における麻薬の盗難、所在不明件数

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
盗難	12	5	3	2	2	4	9	3
所在不明	257	331	295	310	277	256	258	273

出典：麻薬・覚醒剤行政の概況

表 3-9-2 国内における向精神薬の盗難、所在不明詐取件数

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
盗難	20	22	22	35	17	18	18	18
所在不明	26	31	25	31	35	33	46	32
詐取	67	46	53	52	96	64	58	20

出典：麻薬・覚醒剤行政の概況

表 3-9-3 本県における麻薬の盗難、所在不明件数

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
盗難	1	0	0	0	0	0	0	0
所在不明	5	3	2	0	3	6	2	4

出典：県保健福祉部薬務課

宮城県薬物乱用対策庁内会議設置要綱

(設置)

第1 宮城県内における薬物乱用防止対策の基本的な大綱となる「宮城県薬物乱用対策推進計画」に係る県の取組等について検討するため、宮城県薬物乱用対策庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 庁内会議は、次の各号に掲げる事項について意見交換・協議するものとする。

- (1) 宮城県薬物乱用対策推進計画の策定に関すること。
- (2) 宮城県薬物乱用対策推進計画の策定に必要な調査・研究に関すること。
- (3) 宮城県薬物乱用対策推進計画の推進に関すること。
- (4) 宮城県薬物乱用対策推進計画の進行管理に関すること。
- (5) その他宮城県薬物乱用対策推進計画の策定・推進に必要な事項

(組織等)

第3 庁内会議は、座長、委員をもって組織する。

- 2 座長は薬務課総括課長補佐の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、薬務課総括課長補佐の職にある者がその職務を代理する。

(庶務)

第4 庁内会議の庶務は、保健福祉部薬務課において処理する。

(その他)

第5 この規定に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月18日から施行する。

別表

庁内会議委員

	部・庁	課・所	職名
座長	保健福祉部	薬務課	総括課長補佐
委員	総務部	私学・公益法人課	私立学校班長
	環境生活部	消費生活・文化課	消費者行政班長
	保健福祉部	共同参画社会推進課	青少年育成班長
		社会福祉課	団体指導班長
		精神保健推進室	精神保健推進班長
	教育庁	薬務課	監視麻薬班長
		精神保健福祉センター	企画・地域支援班長
		義務教育課	指導班長
		高校教育課	学校経営・生徒指導班長
		保健体育安全課	学校保健給食班長
	県警本部	生涯学習課	社会教育推進班長
		少年課	少年健全育成官
		組織犯罪対策第二課	企画指導係長

宮城県薬物乱用対策有識者会議設置要綱

(設置)

第1 県内における薬物乱用対策の推進に当たり、広く県民の意見を反映させるため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年条例第69号）第12条に規定される組織として、県民、医師、学識経験者、事業者、民間団体等で構成する宮城県薬物乱用対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 有識者会議は、次に掲げる事項について協議及び助言を行うものとする。

- (1) 宮城県薬物乱用対策推進計画に関すること。
- (2) その他薬物乱用対策に関すること。

(組織等)

第3 有識者会議は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、県民、医師、学識経験者、事業者、民間団体等のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、有識者会議の事務を総括し、有識者会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて有識者会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 有識者会議の庶務は保健福祉部薬務課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。

宮城県薬物乱用対策有識者会議委員

氏 名	職 名
阿部 志津枝	宮城県保護司会連合会事務局員
飯室 勉	特定非営利活動法人仙台ダルク・グループ 仙台ダルク代表
石川 達	医療法人東北会 東北会病院理事長
金井 嘉宏	東北学院大学人間科学部教授
佐竹 節子	特定非営利活動法人仙台ダルクグループ アロー萌木 非常勤相談員
佐藤 英	宮城県PTA連合会前副会長
鈴木 賢司	公募委員
宮腰 英洋	仙台弁護士会
森川 昭正	一般社団法人宮城県薬剤師会副会長

(五十音順、敬称略)

宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱

(設置)

第1 薬物乱用対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ積極的な薬物乱用対策を推進するため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）第12条に規定される組織として、宮城県薬物乱用対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(任務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項について検討、審議し、その推進を図ることを任務とする。

- (1) 薬物の乱用対策の総合的な施策に関すること。
- (2) 宮城県薬物乱用対策推進計画の策定、推進及び進行管理等に関すること。
- (3) その他薬物乱用対策に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事の職にある者を、副本部長は保健福祉部長及び県警察本部長の職にある者を、本部員は別表1に掲げる職にある者に委嘱し又は充てる。

(推進本部の運営)

第4 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、その議事を主宰する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部構成員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

(幹事)

第5 推進本部にその任務を分掌させるため、幹事を置く。幹事は関係行政機関の職員で本部長の指名した職にある者とする。

(事務)

第6 推進本部の事務は県保健福祉部薬務課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月19日から施行する。

別表 1

宮城県薬物乱用対策推進本部員

	職 名
本部長	宮城県知事
副本部長	宮城県保健福祉部長
〃	宮城県警察本部長
本部員	仙台少年鑑別所長
〃	仙台保護観察所長
〃	仙台出入国在留管理局長
〃	仙台地方検察庁刑事部長
〃	横浜税関仙台塩釜税関支署長
〃	横浜税関仙台空港税関支署長
〃	東北厚生局麻薬取締部長
〃	宮城労働局雇用環境・均等室長
〃	宮城海上保安部長
〃	宮城県総務部私学・公益法人課長
〃	宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長
〃	宮城県環境生活部共同参画社会推進課長
〃	宮城県環境生活部消費生活・文化課長
〃	宮城県保健福祉部社会福祉課長
〃	宮城県保健福祉部精神保健推進室長
〃	宮城県保健福祉部薬務課長
〃	宮城県精神保健福祉センター所長
〃	宮城県立精神医療センター院長
〃	宮城県教育庁義務教育課長
〃	宮城県教育庁高校教育課長
〃	宮城県教育庁保健体育安全課長
〃	宮城県教育庁生涯学習課長
〃	宮城県警察本部生活安全部長
〃	宮城県警察本部生活安全部少年課長
〃	宮城県警察本部刑事部長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課長
〃	仙台市健康福祉局保健所医務薬務課長

別表 2

宮城県薬物乱用対策推進本部幹事

	職 名
幹事	宮城県保健福祉部薬務課総括課長補佐
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課組織犯罪捜査指導官
〃	宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班長

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例

平成二十七年十月十三日

宮城県条例第六十九号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例をここに公布する。

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 薬物の濫用の防止に関する施策等（第六条—第十二条）
- 第三章 薬物の濫用の防止のための規制（第十三条—第十九条）
- 第四章 宮城県指定薬物審査会（第二十条—第二十六条）
- 第五章 不動産の譲渡等における措置（第二十七条・第二十八条）
- 第六章 雑則（第二十九条）
- 第七章 罰則（第三十条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、薬物の濫用の防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用に関する規制を行うことにより、県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止し、もって県民が平穩にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料
- 二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬（同条第二項の規定により麻薬とみなされるものを含む。）、同条第一項第四号に規定する麻薬原料植物及び同項第六号に規定する向精神薬
- 三 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら
- 四 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料

五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十五項に規定する指定薬物（以下「大臣指定薬物」という。）

六 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（酒類及びたばこを除く。）

（県の責務）

第三条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策（薬物の依存症及び中毒症状からの患者の回復並びに薬物の依存症の予防（以下「薬物の依存症等の回復等」という。）に関する施策を含む。第八条第一項を除き、以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（県民及び事業者の責務）

第四条 県民及び事業者は、薬物の危険性に関する知識及び理解を深め、薬物の濫用を防止するとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民及び事業者は、薬物（第二条第六号に掲げるものを除く。）、第十三条第一項に規定する知事指定薬物及び告示禁止物品（医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第一項の規定により製造等を禁止された物品をいう。以下同じ。）の使用、所持、販売等に関する情報を知ったときは、その情報を知事に提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、薬物の危険性を把握し、薬物の濫用を防止するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

（医師及び薬剤師の責務）

第五条 医師及び薬剤師は、患者に対する医療の提供を行うに当たり、患者が薬物をみだりに使用したことを知ったときは、使用した薬物の名称その他の当該薬物の特定のために必要な情報を知事に提供するよう努めるものとする。

第二章 薬物の濫用の防止に関する施策等

（情報の収集等及び提供）

第六条 県は、薬物の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、薬物の危険性に関する情報の収集、整理、分析及び評価を行い、県民に必要な情報を提供するものとする。

（広報啓発及び教育等の推進）

第七条 県は、県民に対する広報、啓発その他必要な施策を講ずることにより、薬物に対する理解及び関心を深め、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組む運動を推進するもの

とする。

- 2 県は、薬物の濫用の防止に関する教育及び学習の機会の提供を推進するものとする。
(体制の整備)

第八条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

- 2 県は、薬物の依存症等の回復等に係る体制の整備に努めるものとする。
(国等との連携協力等)

第九条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携及び協力を図り、必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(調査研究)

第十条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を科学的知見に基づいて実施するため、薬物の危険性に関する調査研究を行うものとする。

(監視指導)

第十一条 県は、薬物の濫用を防止するための監視及び指導を適切かつ効果的に実施するものとする。

(関係団体との連携)

第十二条 県は、関係行政機関、患者団体その他の関係団体と連携し、薬物の濫用の防止に関する施策に係る協議及び当該施策の実施に係る連絡調整を行うための機関又は協議会を組織するものとする。

第三章 薬物の濫用の防止のための規制

(知事指定薬物の指定)

第十三条 知事は、第二条第六号に掲げる薬物で、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、宮城県指定薬物審査会の意見を聴かなければならない。ただし、第二条第六号に掲げる薬物の濫用により、県民の生命又は身体に対して重大な危害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合であつて、緊急を要し、あらかじめ宮城県指定薬物審査会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合においては、知事は、速やかに、その指定に係る事項を宮城県指定薬物審査会に報告しなければならない。
- 4 知事は、第一項の規定による指定をするときは、その旨及び当該指定に係る知事指定薬物の名称、指定の理由その他規則で定める事項を告示しなければならない。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(知事指定薬物の指定の失効)

第十四条 前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が第二条第一号から第五号までに掲げる物に該当し、又は指定されるに至ったときは、その効力を失う。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失うときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他規則で定める事項を告示するものとする。

3 第七章の規定は、第一項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても適用する。

(製造等の禁止)

第十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）第二条各号に掲げる用途（以下「医療等の用途」という。）に供する場合は、この限りでない。

一 知事指定薬物（知事指定薬物を含有する物を含む。以下同じ。）を製造し、又は栽培すること。

二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）。

三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること（県の区域外における販売又は授与の目的で広告する場合を含む。）。

四 知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。

五 告示禁止物品を、医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第二項の規定により同条第一項の規定による禁止が解除されるまでの間、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。

六 大臣指定薬物、知事指定薬物及び告示禁止物品を使用することを知って、そのための場所を提供し、又は提供の周旋をすること。

(立入調査等)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、若しくは使用し、告示禁止物品を使用し、又は前条第六号の場所を提供し、若しくは提供の周旋をする者その他の関係者から必要な報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物等を業務

上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

- 3 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前二項の場合において、第二項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項及び第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第十七条 知事は、第十五条各号の規定に違反した者に対し、警告を発することができる。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十五条各号の規定に違反したときは、行為者に前項の規定による警告を発するほか、その法人又は人に対しても、警告を発することができる。
- 3 前二項の警告は、書面を交付して行うものとする。

(製造中止等の命令)

第十八条 知事は、前条第一項及び第二項の規定による警告（第十五条第一号から第四号までに掲げる行為に係るものに限る。以下この条において「警告」という。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け又は使用の中止、回収、廃棄その他必要な措置（以下「知事指定薬物の製造中止等」という。）を命ずることができる。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一号から第四号までの規定に違反した者に対し、警告を発することなく、知事指定薬物の製造中止等を命ずることができる。
 - 一 薬物の濫用による危害から県民の生命又は身体を守るため緊急を要する場合で、警告を発するいとまがないとき。
 - 二 第十五条第一号から第四号までの規定に違反した者が、過去に同条第一号から第四号までのいずれかの規定に違反したことにより警告を受けたことがあるとき。

(公安委員会の要請等)

第十九条 公安委員会は、第二条第六号に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必

要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

- 2 公安委員会は、警察職員が第十五条第五号及び第六号に掲げる行為をした者を発見したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に通知することができる。

第四章 宮城県指定薬物審査会

(設置)

第二十条 第十三条第二項の規定により意見を求められた事項について調査審議するため、宮城県指定薬物審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織等)

第二十一条 審査会は、委員五人以内で組織する。

- 2 委員は、薬学に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十二条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第二十三条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第二十四条 審査会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第二十五条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第五章 不動産の譲渡等における措置

(不動産の譲渡等をする者が講ずべき措置)

第二十七条 何人も、譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）（以下「譲渡等」という。）をしようとする不動産が、薬物の製造、栽培、販売、授与又は販売若しくは授与の目的での所持（医療等の用途に該当する場合を除く。）のための施設又はその敷地（以下「薬物製造施設等」という。）の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。

2 不動産の譲渡等をする者は、当該譲渡等に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約を締結しようとする相手方に対し、当該不動産を薬物製造施設等の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者が講ずべき措置)

第二十八条 何人も、他人が譲渡等をするようとする不動産が薬物製造施設等の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をする者に対し、前条の規定の遵守についての助言その他の措置を講じなければならない。

第六章 雑則

(規則への委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

第三十条 第十八条の規定による命令（第十五条第一号又は第二号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一号又は第二号の規定に違反した者

二 第十八条の規定による命令（第十五条第三号又は第四号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者

第三十二条 第十五条第三号又は第四号の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、又は虚偽の報告若し

くは虚偽の物件の提出をした者

二 第十六条第二項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第十六条第三項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第三項、第十五条から第十九条まで、第五章及び第七章の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県指定薬物審査会の委員	出席一回につき	一一、九〇〇円	六 級
---------------	---------	---------	-----

附 則（令和二年条例第五一号）

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定（第十五条第三項の改正規定（「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」と、「同条」とあるのは「同項」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の覚醒剤取締法施行条例第十五条第三項の規定は、令和二年四月一日から適用する。

附 則（令和六年条例第六十四号）

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和六年一二月一二日)

附 則(令和六年条例第七〇号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によるこ

ととされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。